令和６年の交通事故統計

とよたの交通事故

２０２５年交通安全市民運動期間

☆　春の交通安全市民運動
４月　６日（日）～　４月１５日（火）

☆　夏の交通安全市民運動
７月１１日（金）～　７月２０日（日）

☆　秋の交通安全市民運動
９月２１日（日）～　９月３０日（火）

☆　年末の交通安全市民運動
１２月　１日（月）～　１２月１０日（水）

☆　交通事故死ゼロの日
毎月１０日、２０日、３０日

凡　例（用語説明）

事　　故・・・交通事故により死傷があった人身事故をいう。
死　　亡・・・交通事故の発生から２４時間以内に死亡したものをいう。
重　　傷・・・交通事故によって負傷し、３０日以上の治療を要するものをいう。
軽　　傷・・・交通事故によって負傷し、３０日未満の治療を要するものをいう。
第一当事者・・・交通事故の当事者間で過失がより重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害がより小さい者をいう。
第二当事者・・・交通事故の当事者間で過失がより軽い者をいい、過失が同程度の場合は、被害がより大きい者をいう。
同　乗　者・・・車両等及び列車に同乗し、死傷した者をいう。
大 交 差 点・・・交差する道路幅員がそれぞれ１３メートル以上ある交差点をいう。
中 交 差 点・・・交差道路の狭い方の道路幅員が５．５メートル以上１３メートル未満である交差点をいう。
小 交 差 点・・・交差道路の狭い方の道路幅員が５．５メートル未満である交差点をいう。
交差点付近・・・交差点の側端から３０メートル以内の部分をいう。
こ　ど　も・・・年齢が１５歳以下の者をいう。
若　　者・・・年齢が１６歳以上２４歳以下の者をいう。
一　　般・・・年齢が２５歳以上６４歳以下の者をいう。
高　齢　者・・・年齢が６５歳以上の者をいう。
　　朝　　・・・午前６時台から午前８時台までの時間をいう。
昼　　前・・・午前９時台から午前１１時台までの時間をいう。
昼　過　ぎ・・・午後０時台から午後３時台までの時間をいう。
夕　　方・・・午後４時台から午後５時台までの時間をいう。
前　　夜・・・午後６時台から午後９時台までの時間をいう。
中　　夜・・・午後１０時台から午後１１台までの時間をいう。
深　　夜・・・午前０時台から午前３時台までの時間をいう。
早　　朝・・・午前４時台から午前５時台までの時間をいう。

目　　次

１　豊田市の交通事故発生の推移 …… 1

２　豊田市の交通事故発生概要
（１）令和６年の交通事故発生状況 …… 2
（２）月別発生状況 …… 3
（３）当事者別発生状況 …… 4
（４）時間帯別発生状況 …… 5
（５）年齢別発生状況 …… 6
（６）車道幅員別発生状況 …… 7
（７）道路形状別発生状況 …… 8
（８）事故類型別発生状況 …… 9
（９）交通事故多発信号交差点（令和元年～令和５年：件数） …… 11
⑽交通事故多発信号交差点詳細 …… 12
⑾交通事故死者数ワースト記録の推移 …… 15
⑿交通関係指標の推移 …… 15

３　愛知県内各市の交通事故発生状況 …… 16

４　豊田市の令和６年の死亡事故
（１）死亡事故位置図 …… 17
（２）死亡事故一覧表（６件、６人） …… 18

５　豊田市の小学校区別交通事故
（１）発生状況分布図 …… 20
（２）発生状況一覧表 …… 21

６　豊田市の自転車交通事故
（１）年齢別発生状況 …… 23
（２）時間帯別発生状況 …… 24
（３）道路形状別発生状況 …… 24

７　豊田市の高齢者（６５歳以上）の交通事故
（１）発生状況の推移 …… 25
（２）時間帯別発生状況 …… 26
（３）交通手段別発生状況 …… 26

※本統計において構成率、指数に用いる数字の端数は四捨五入している。
　したがって、構成率の合計の数字と内訳の合計が一致しない場合がある。
※一部のデータは速報のものを用いているため、前後間で合致しないことがある。
※事故データは、愛知県警察本部と豊田・足助警察署からの提供資料に基づく。
　そのため、高速道路での事故は含まない。

1　豊田市の交通事故発生の推移

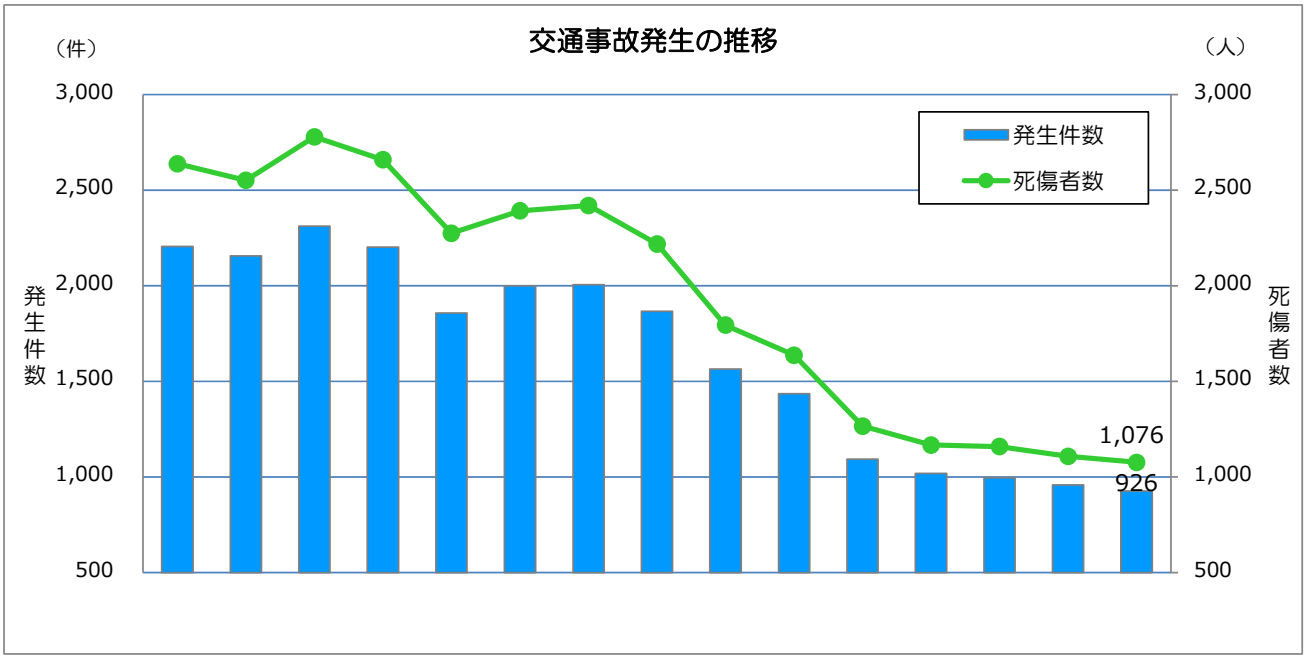

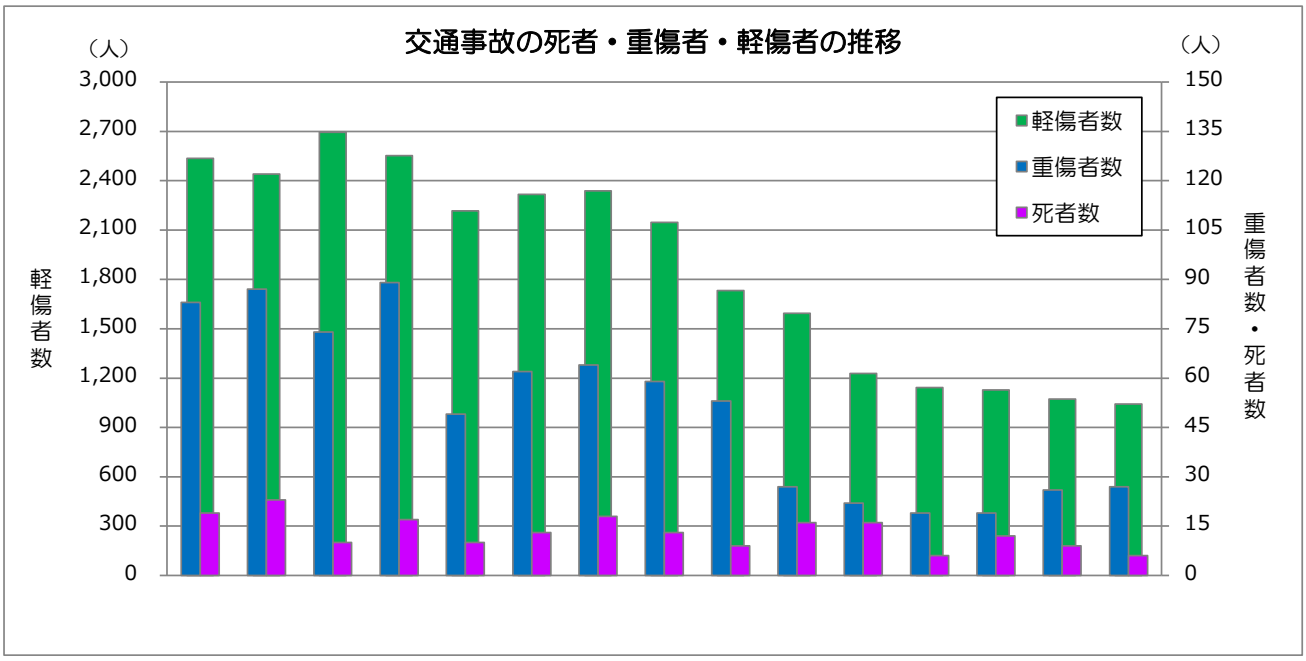

区分＼年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	2,205	2,156	2,311	2,202	1,857	2,000	2,006	1,866	1,565	1,435	1,093	1,019	996	958	926
指数	100	98	105	100	84	91	91	85	71	65	50	46	45	43	42
死傷者数	2,638	2,551	2,779	2,659	2,275	2,392	2,420	2,219	1,794	1,637	1,266	1,167	1,159	1,108	1,076
死者数	19	23	10	17	10	13	18	13	9	16	16	6	12	9	6
重傷者数	83	87	74	89	49	62	64	59	53	27	22	19	19	26	27
軽傷者数	2,536	2,441	2,695	2,553	2,216	2,317	2,338	2,147	1,732	1,594	1,228	1,142	1,128	1,073	1,043

※指数は平成 22 年を 100 とする。

２　豊田市の交通事故発生概要

(1) 令和６年の交通事故発生状況

令和６年に発生した交通事故は、人身事故件数が 926 件、死者数が６人、負傷者数が 1,070 人であった。

これを前年と比較すると、人身事故件数では 32 件（3.3%）減少し、死者数では３人（33.3%）減少し、負傷者数では 29 人（2.6%）減少した。

① １日平均の交通事故発生数

人身事故件数……2.5 件
死者数…… 0.02 人
負傷者数……2.9 人

② 時間的発生間隔

人身事故件数…… ９時間２９分　９秒
死者数…… １４６４時間　０分　０秒　（６１日　０時間　０分　０秒）
負傷者数…… ８時間１２分３４秒

事故区分		令和6年	令和5年	前年対比	
				増減数	増減率（%）
人身事故件数		926	958	△ 32	△3.3
死者数		6	9	△ 3	△33.3
負傷者数	計	1,070	1,099	△ 29	△2.6
	重傷者数	27	26	1	3.8
	軽傷者数	1,043	1,073	△ 30	△2.8

人口１０万人当たりの死者数比較表

地域 / 年	全国		愛知県		豊田市	
	死者（人）	人口10万人当たりの死者数(人)	死者（人）	人口10万人当たりの死者数(人)	死者（人）	人口10万人当たりの死者数(人)
令和2年	2,839	2.3	154	2.0	16	3.8
令和3年	2,636	2.1	117	1.6	6	1.4
令和4年	2,610	2.1	137	1.8	12	2.9
令和5年	2,678	2.2	145	1.9	9	2.2
令和6年	2,663	2.2	141	1.9	6	1.5

令和６年の豊田市の人口１０万人当たりの死者数は、愛知県より少ない。

※人口データ出典：「人口推計」（総務省）および「あいちの人口」（愛知県）

(2) 月別発生状況

① 月別件数

令和６年

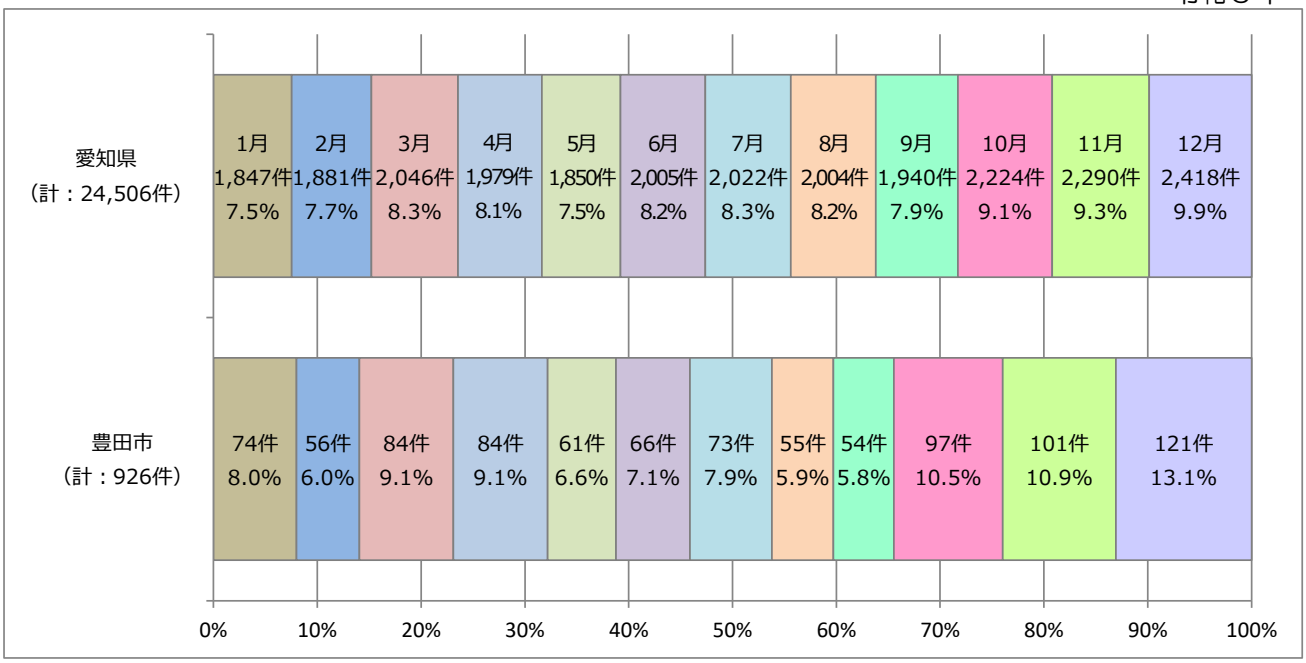

愛知県・豊田市ともに 12 月が多い。また、愛知県は１月と５月が少なく、豊田市は８月と９月が少ない。

② 月別死者数

令和６年

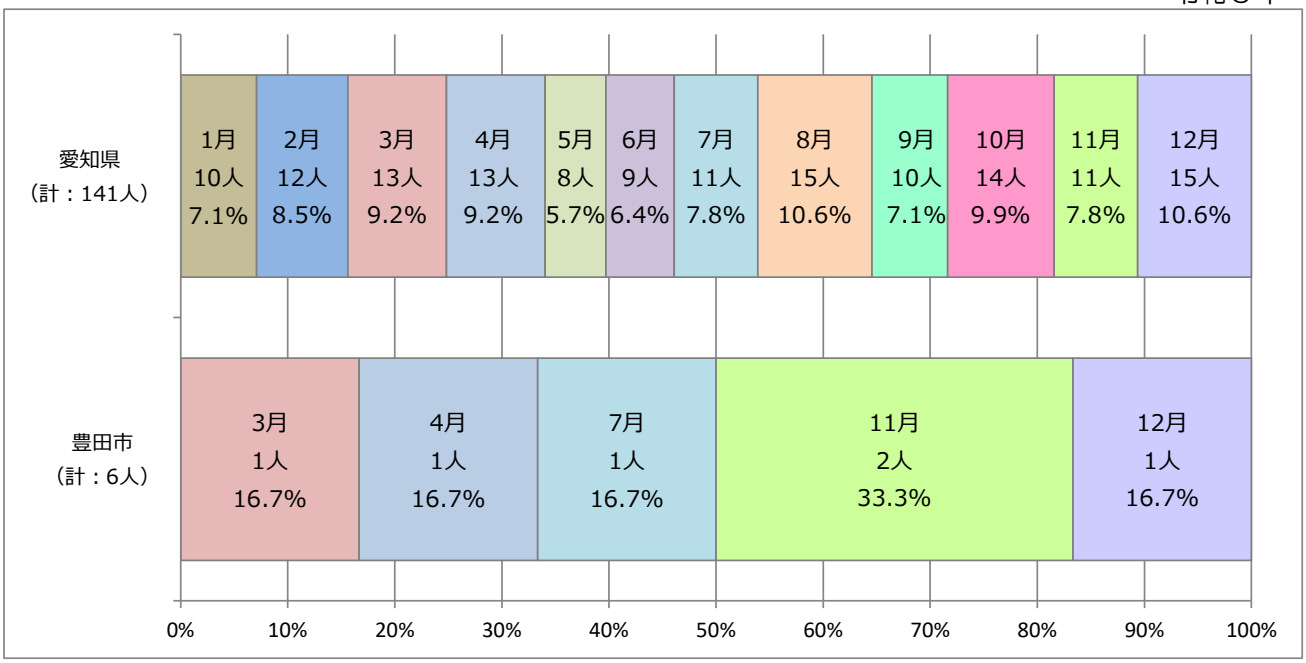

愛知県は８月と 12 月が多く、豊田市は 11 月が多い。

※月別件数・月別死者数は、計上日に基づく。

(3) 当事者別発生状況

① 当事者別死傷者数

令和６年

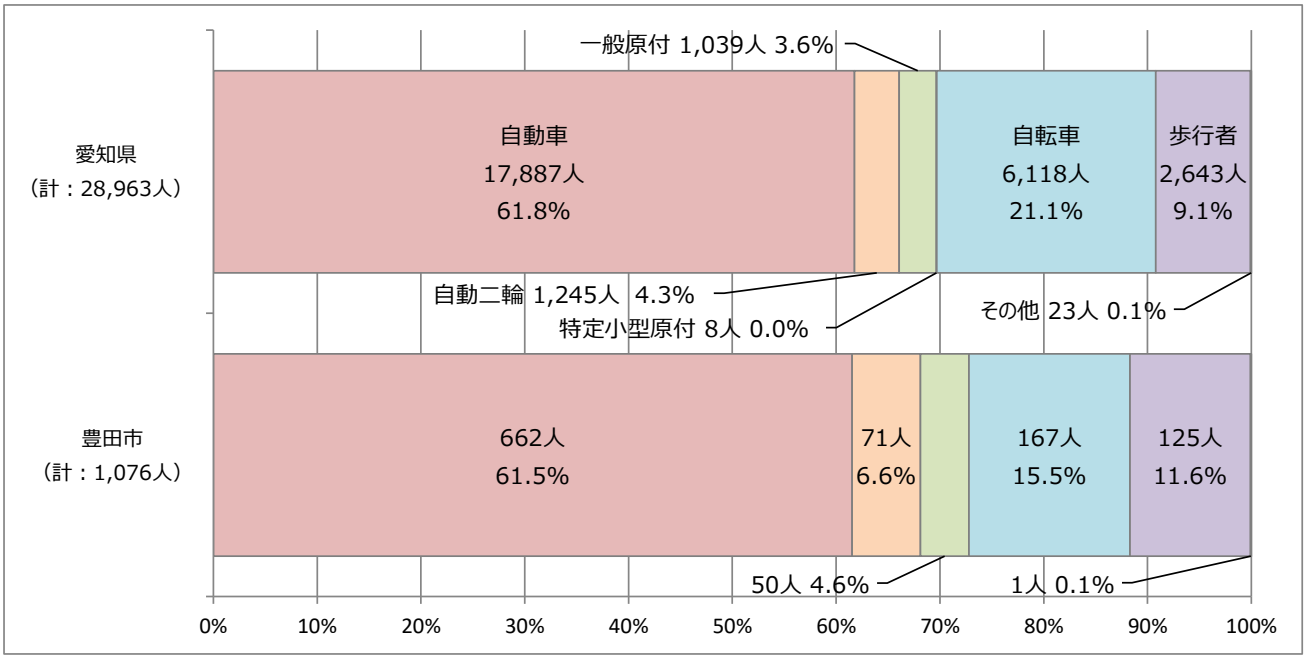

愛知県・豊田市の死傷者数は、ともに自動車が最も多く、次いで自転車が多い。
愛知県と比較すると、自動二輪や一般原付や歩行者の割合が高く、自転車の割合が低い。

② 当事者別死者数

令和６年

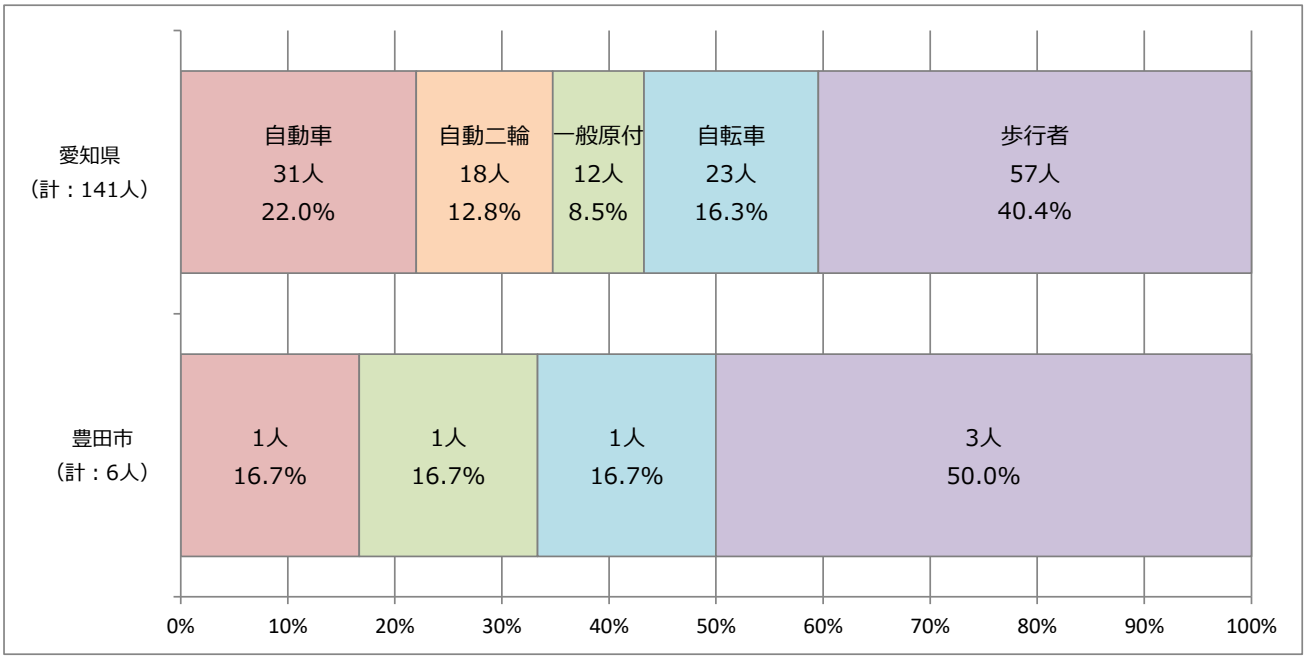

死者数が最も多いのは、愛知県・豊田市ともに歩行者である。
豊田市の死者数は、愛知県と比較して一般原付や自転車や歩行者の割合が高く、自動車や自動二輪の割合が低い。

(4) 時間帯別発生状況

① 時間帯別件数

令和６年

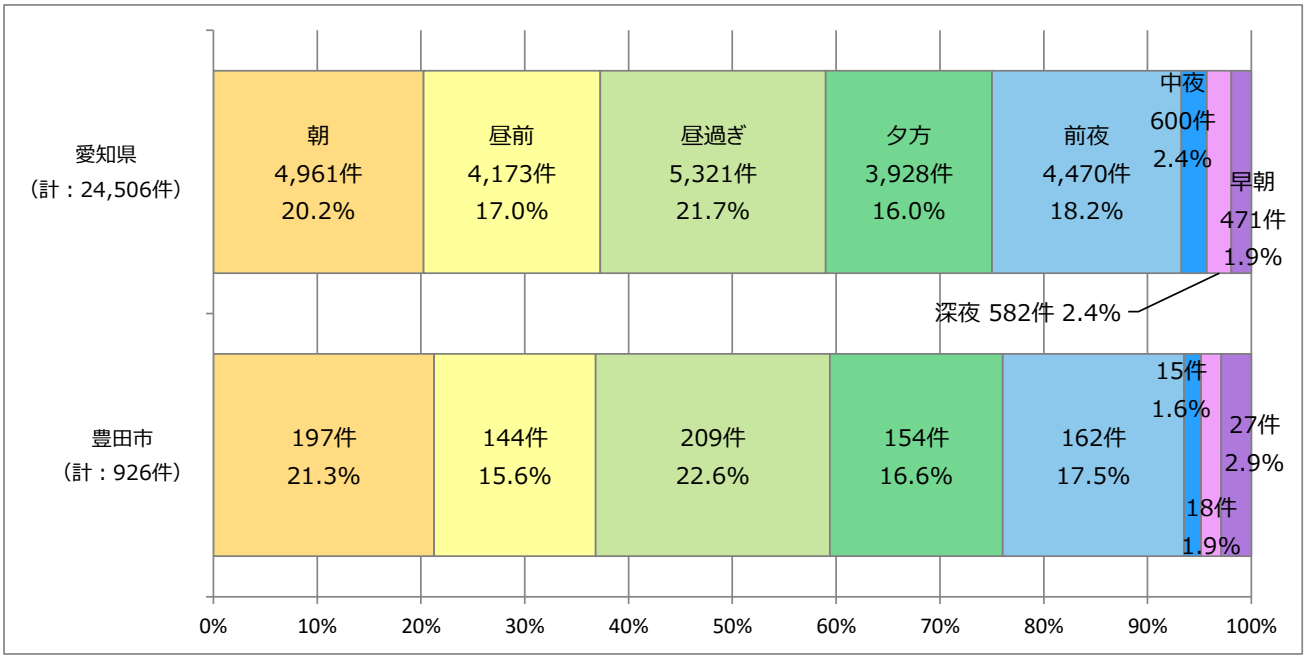

愛知県・豊田市ともに朝、昼過ぎに事故が多い。

② 時間帯別死者数

令和６年

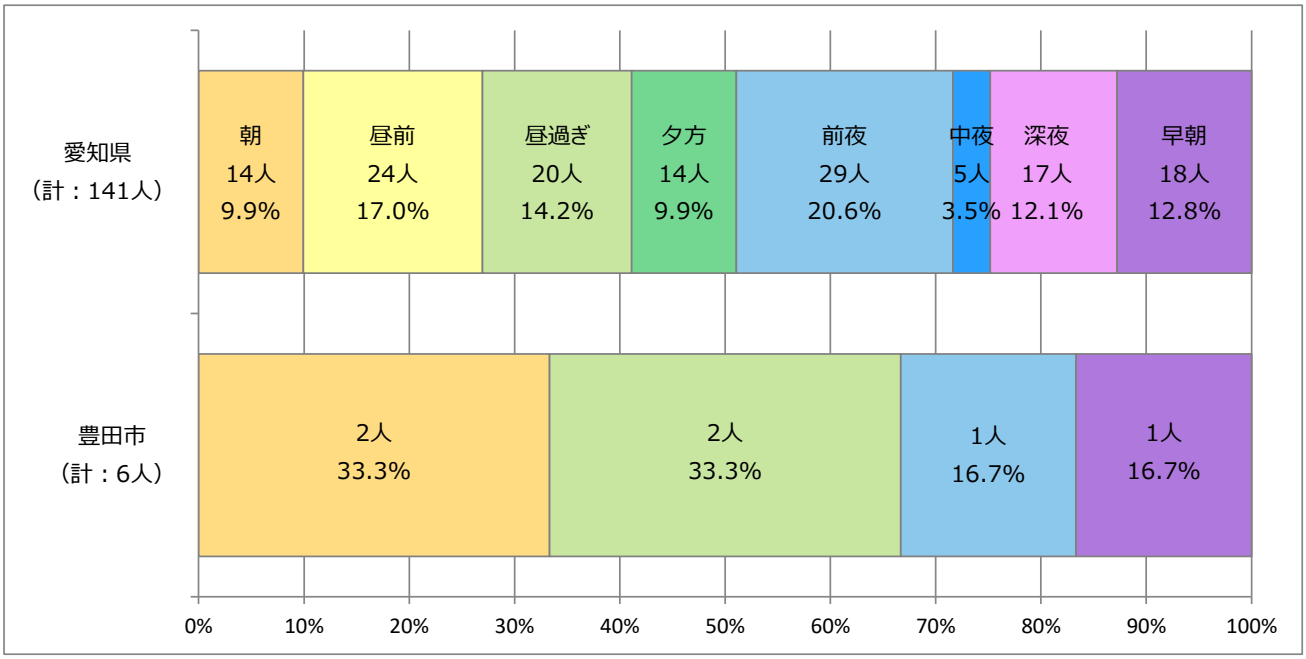

死者数が最も多いのは、愛知県では前夜、豊田市では朝と昼過ぎである。

※時間帯は、朝（午前６時台～午前８時台）、昼前（午前９時台～午前 11 時台）、昼過ぎ（午後０時台～午後３時台）、夕方（午後４時台～午後５時台）、前夜（午後６時台～午後９時台）、中夜（午後１０時台～午後１１時台）、深夜（午前０時台～午前３時台）、早朝（午前４時台～午前５時台）を示す。

(5) 年齢別発生状況

① 年齢別死傷者数

令和６年

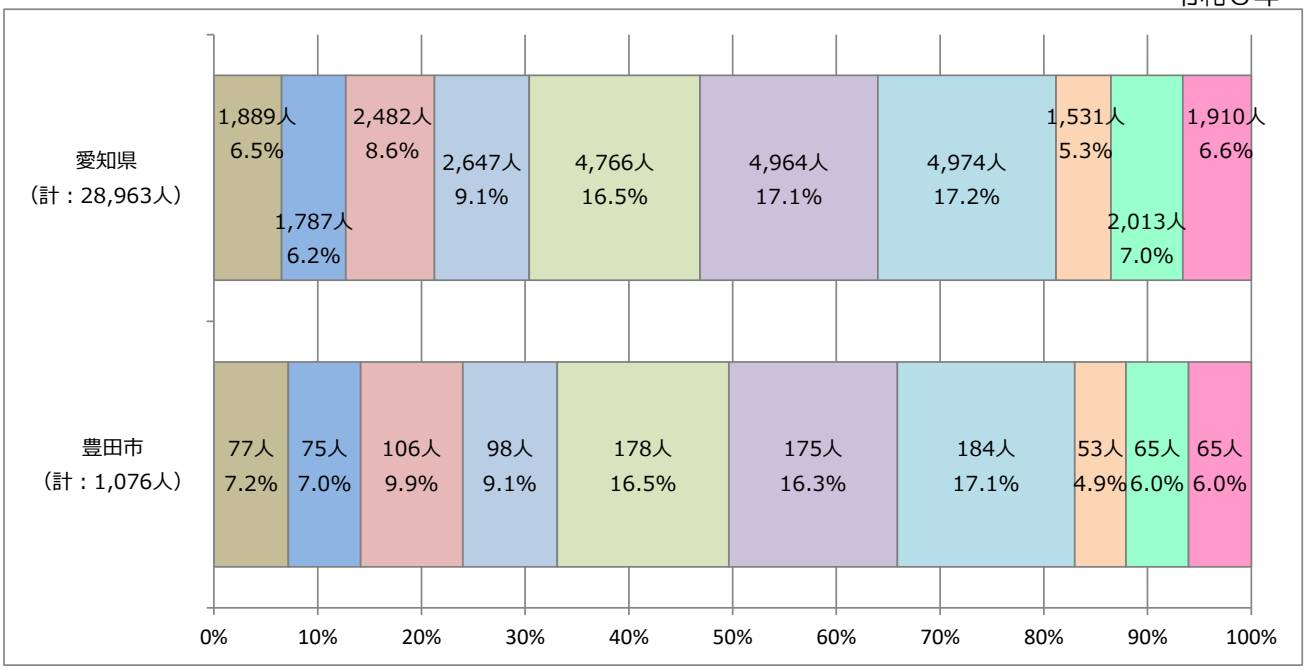

愛知県・豊田市の死傷者数はともに 20～50 歳代が多い。

② 年齢別死者数

令和６年

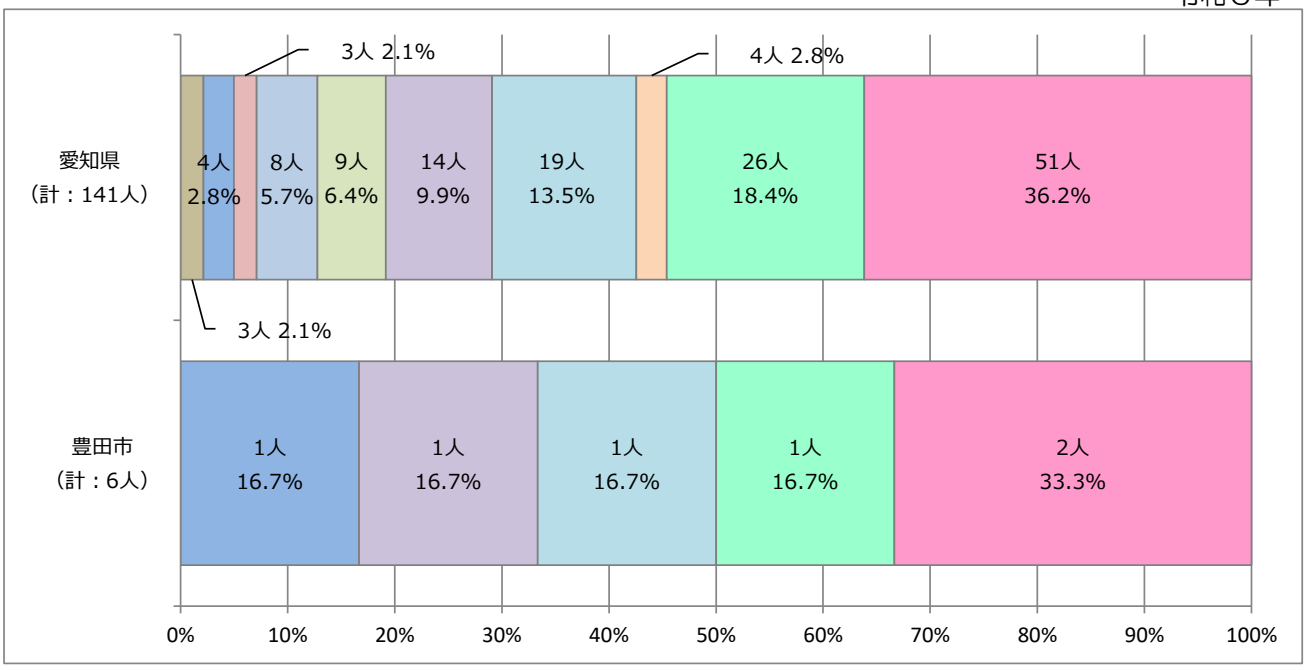

愛知県・豊田市の死者数はともに 75 歳以上の高齢者が多い。

※①②の年齢区分は、は 0～15 歳、は 16～19 歳、は 20～24 歳、は 25～29 歳、は 30～39 歳、は 40～49 歳、は 50～59 歳、は 60～64 歳、は 65～74 歳、は 75 歳以上を示す。

(6) 車道幅員別発生状況

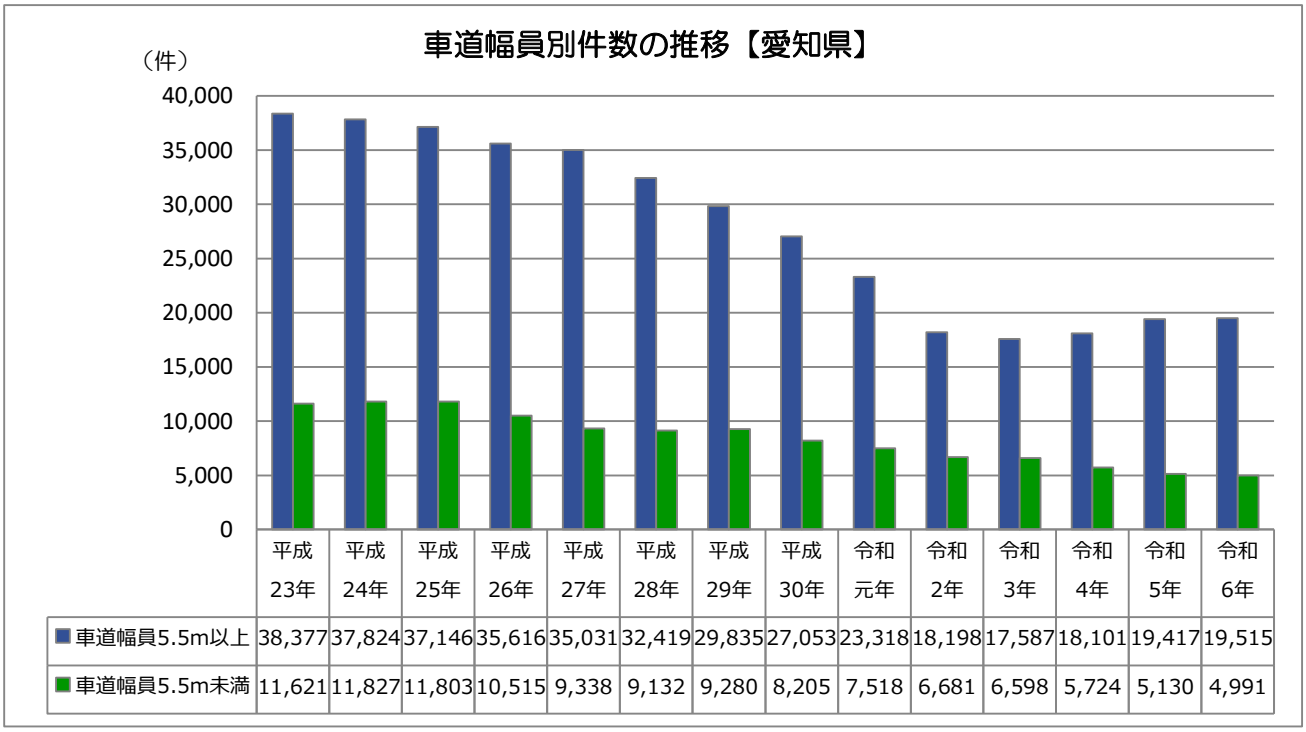

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
車道幅員5.5m以上	38,377	37,824	37,146	35,616	35,031	32,419	29,835	27,053	23,318	18,198	17,587	18,101	19,417	19,515
車道幅員5.5m未満	11,621	11,827	11,803	10,515	9,338	9,132	9,280	8,205	7,518	6,681	6,598	5,724	5,130	4,991

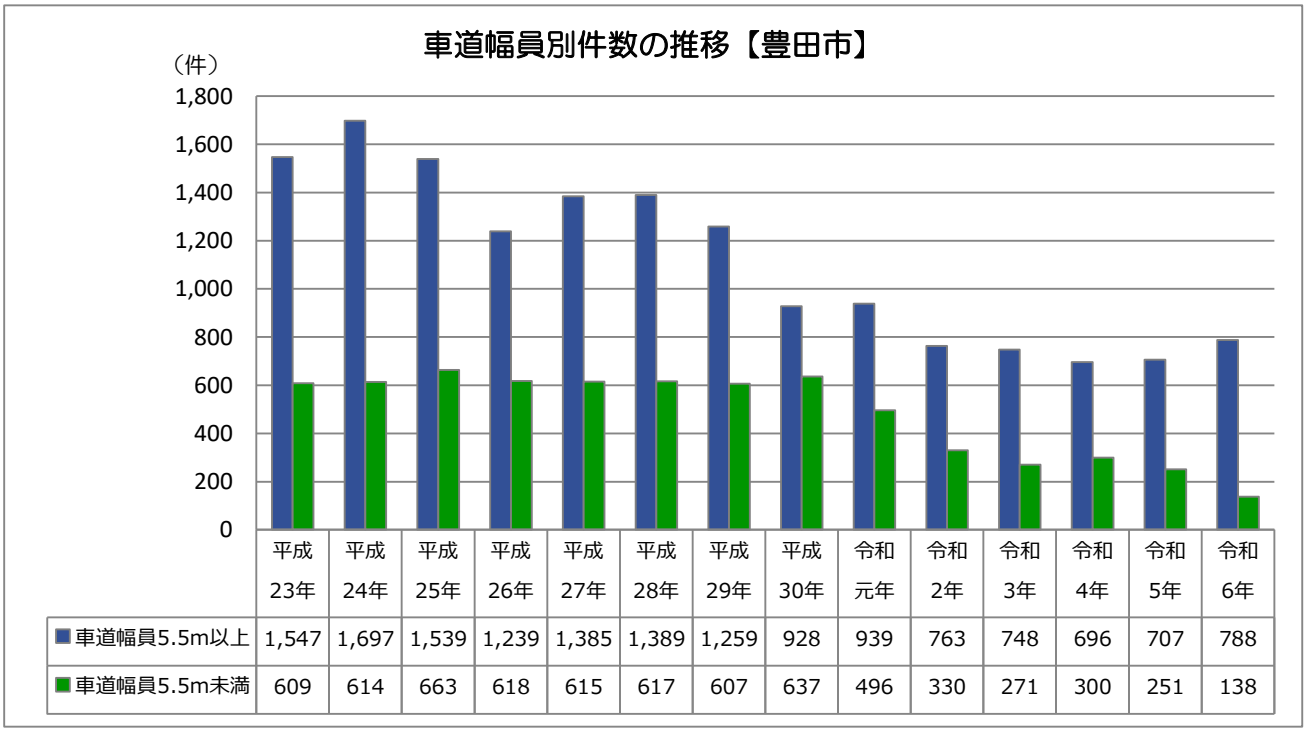

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
車道幅員5.5m以上	1,547	1,697	1,539	1,239	1,385	1,389	1,259	928	939	763	748	696	707	788
車道幅員5.5m未満	609	614	663	618	615	617	607	637	496	330	271	300	251	138

平成 23 年から令和 6 年までの 14 年間で、幅員 5.5m 以上の道路における事故件数は愛知県・豊田市ともに 49%減少している。幅員 5.5m 未満の道路における事故件数は、愛知県では 57%減、豊田市では 77%減となっており、幅員 5.5m 以上の道路に比べて、愛知県・豊田市ともに減少割合が大きい。

※愛知県の平成 23 年は平成 24 年に行われた事故件数見直し前の値であるが、誤差は僅かであり全体の傾向に影響はない。また、5.5m 未満の道路の集計値には「その他（広場等）」の発生件数も含まれている。

令和６年

車道幅員 5.5m 未満第二当事者交通手段別【豊田市】

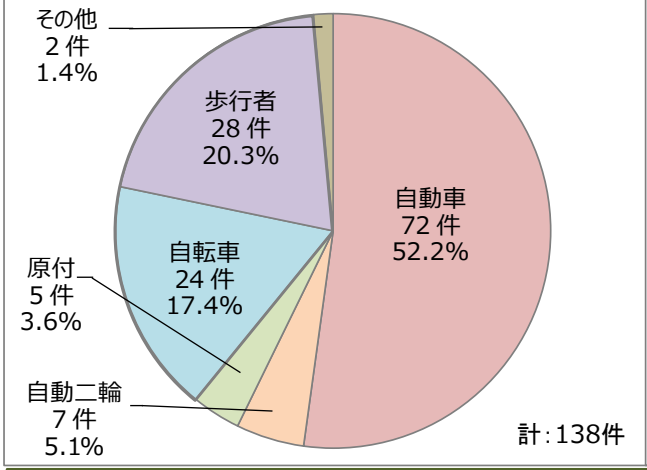

車道幅員 5.5m 以上第二当事者交通手段別【豊田市】

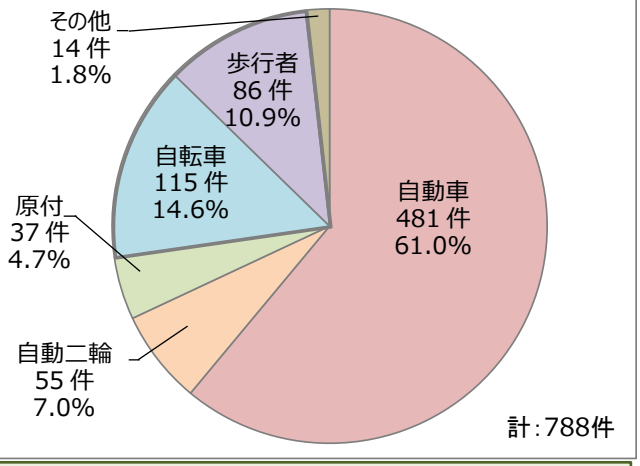

第二当事者の自転車・歩行者は車道幅員 5.5m未満での割合が高い。

豊田市では幅員 5.5m 未満の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、速度抑制のための物理的な対策や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策「ゾーン 30 プラス」を進めている。

※生活道路・・・主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき道路。

(7) 道路形状別発生状況

令和６年

道路形状別事故件数【愛知県】

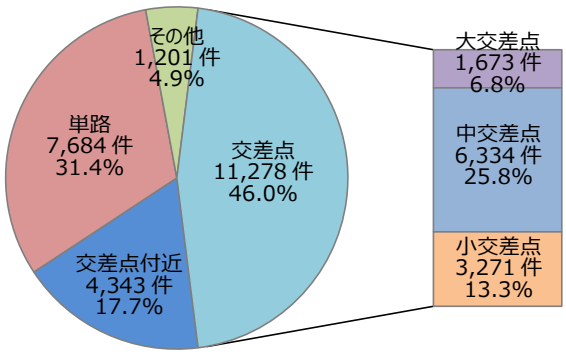

計：24,506 件

道路形状別事故件数【豊田市】

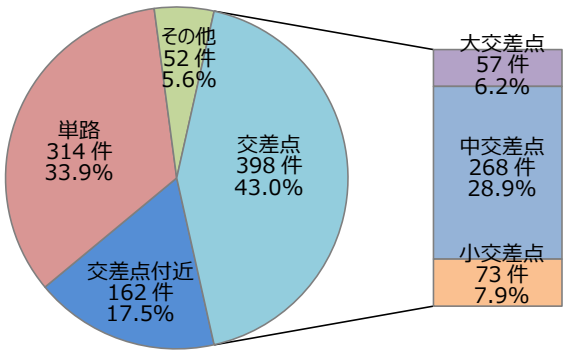

計：926 件

愛知県・豊田市ともに交差点、単路での事故が多い。

(8) 事故類型別発生状況

① 事故類型別件数

令和６年

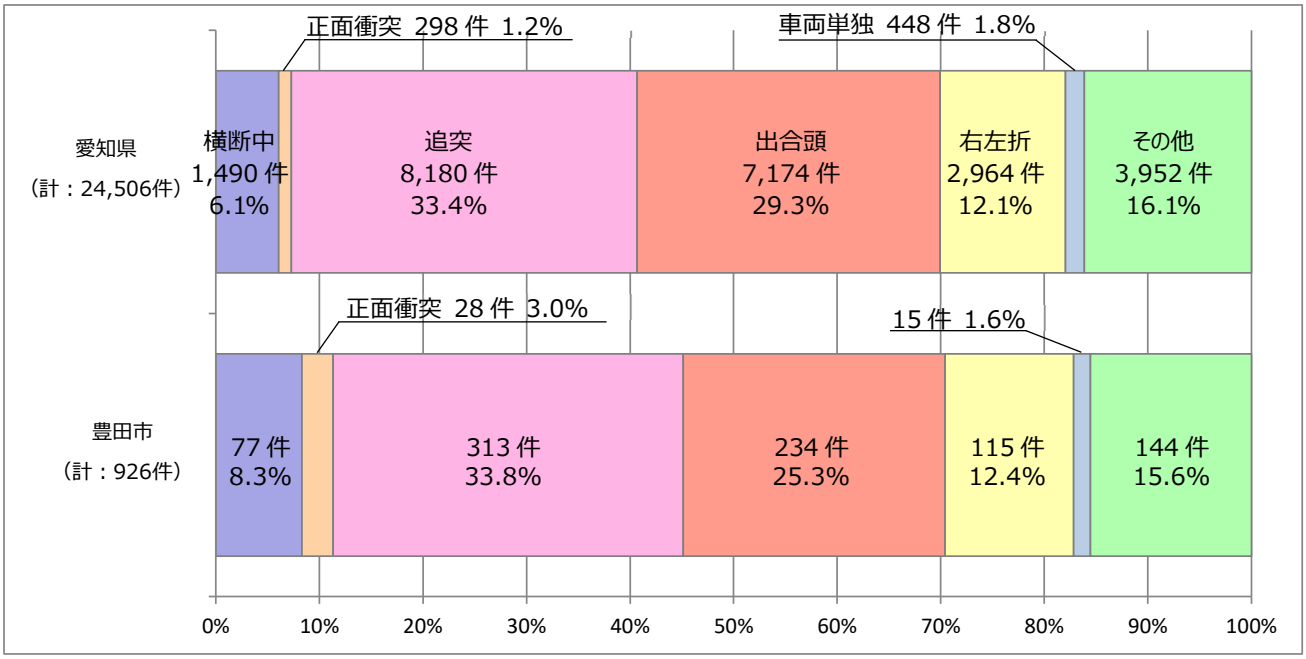

愛知県・豊田市ともに追突、出合頭事故が多い。

② 事故類型別死者数

令和６年

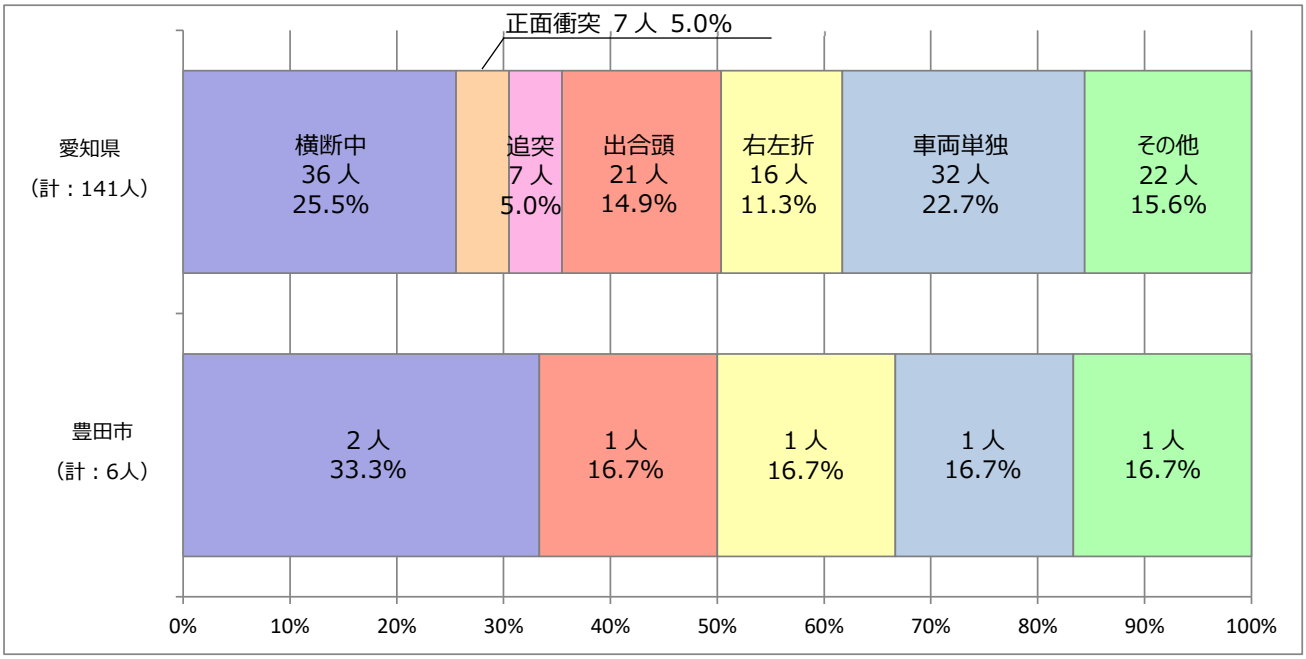

愛知県・豊田市ともに横断中が多い。

③ 豊田市の事故類型別発生状況詳細

		人身事故件数	
			内）死亡事故件数
(a)人対車両	対背面	17	0
	横断歩道横断中	56	1
	横断歩道外横断中	21	1
	その他	20	1
(b)自転車対車両	追突	1	0
	出合頭	89	0
	右左折	56	0
	その他	16	0
(c)特定原付対車両	追突	0	0
	出合頭	0	0
	右左折	0	0
	その他	0	0
(d)二輪車対車両	追突	27	0
	出合頭	34	1
	右左折	36	0
	その他	23	0
(e)自動車相互	正面	28	0
	追突	285	0
	出合頭	111	0
	右左折	23	1
	その他	68	0
(f)車両単独	工作物	7	1
	逸脱	0	0
	駐車車両	1	0
	その他	7	0
踏切		0	0

＊2023 年 7 月 1 日から改正道路交通法が施行され、電動キックボードなどの電動モビリティを新区分として「特定小型原付（特定原付）」を追加した。

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	特定小型原動機付自転車以外のもの
定格出力	0.6kw以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	
高さ	-	

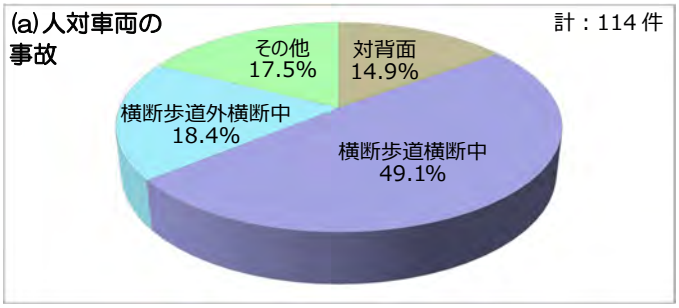

横断歩道外横断中を含め横断中の事故が多い。

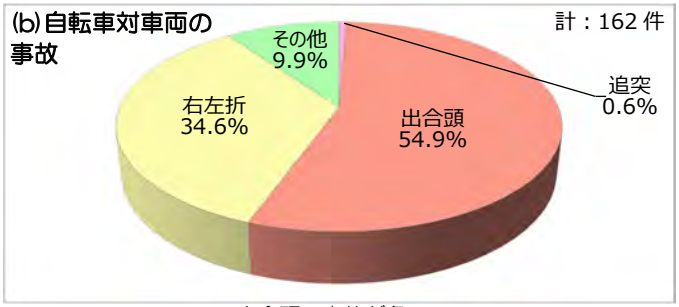

出合頭の事故が多い。

(c)特定原付対車両の事故（該当なし）

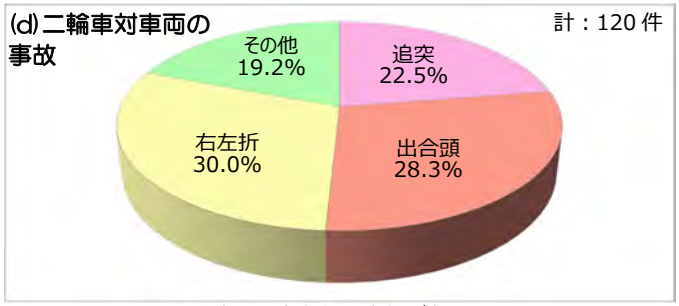

出合頭、右左折の事故が多い。

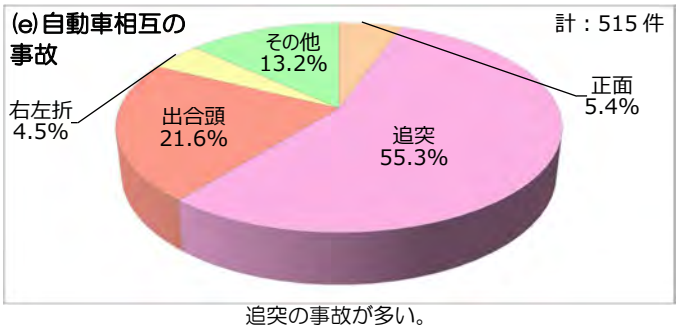

追突の事故が多い。

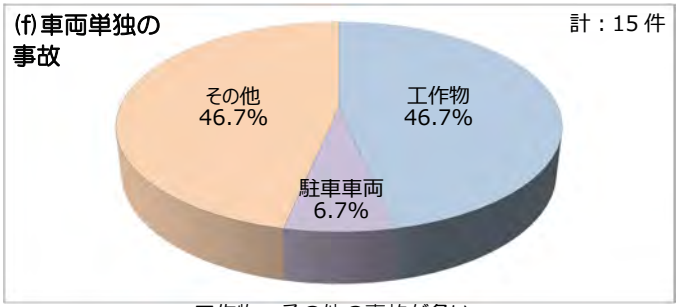

工作物、その他の事故が多い。

豊田市は自動車相互の追突と出合頭事故が多い。

⑼ 交通事故多発信号交差点

（令和元年～令和５年：件数）

過去５年間の総計では、「土橋町１丁目」交差点および国道・県道の交差点が多い。

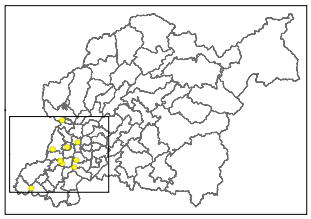

拡大図

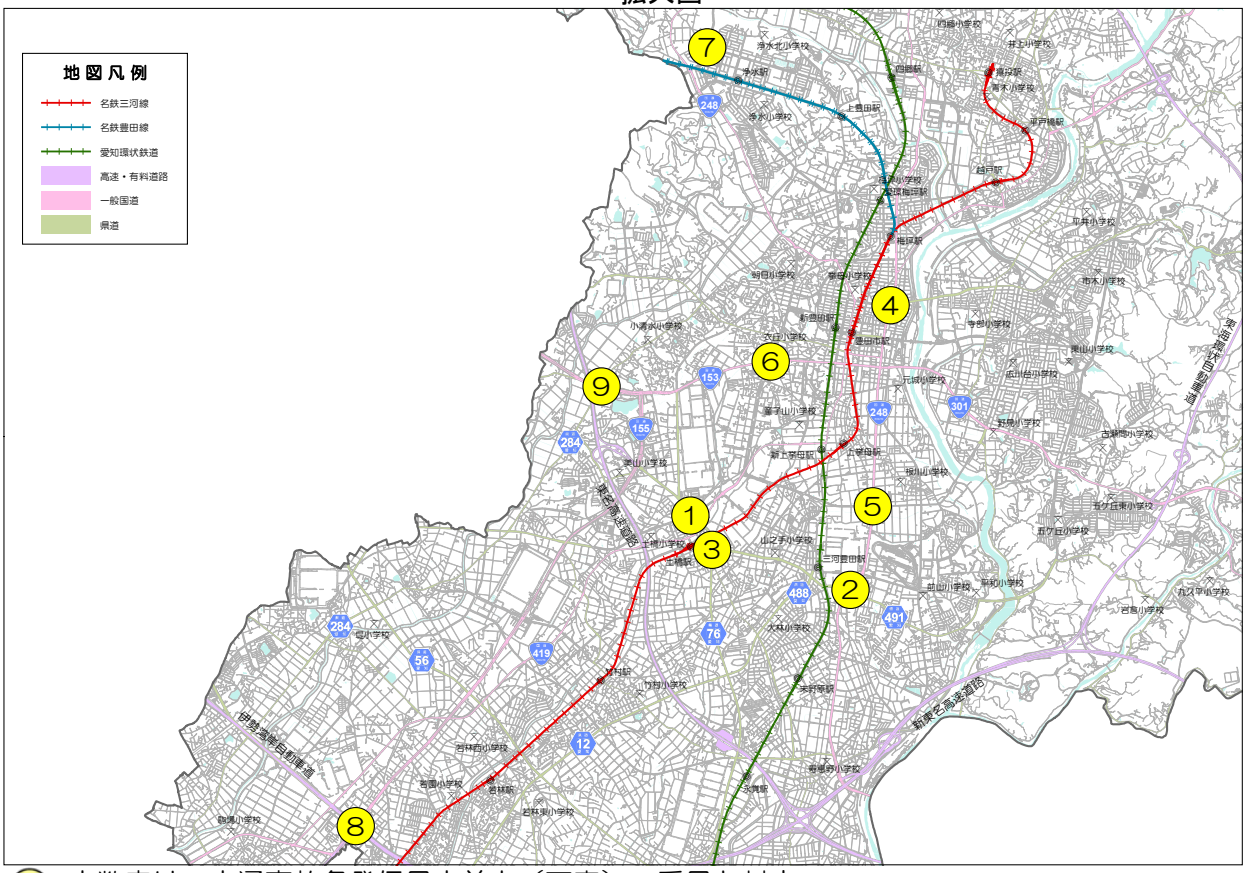

内数字は、交通事故多発信号交差点（下表）の番号と対応。

番号	信号交差点名	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	総計	順位
①	土橋町１丁目	5	7	3	3	3	21	1
②	トヨタ町南	2	1	2	2	5	12	2
③	曙町	3	2	3	1	3	12	2
④	久保町２丁目	0	3	2	1	5	11	4
⑤	下市場町５丁目	5	2	0	2	0	9	5
⑥	小坂町１０丁目	1	4	1	1	2	9	5
⑦	浄水町伊保原北	0	1	2	3	3	9	5
⑧	生駒町東山	3	2	0	1	3	9	5
⑨	本新町５丁目	3	3	1	1	1	9	5

※事故件数は、愛知県警察本部提供データを用いて集計。
※順位は、信号交差点での令和元年～令和５年の事故件数が多い順を示す。

（10）交通事故多発信号交差点詳細

①　土橋町１丁目

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東西片側２車線（右折車線あり）と南北片側３車線（県道 76 号など、右折車線あり）の大きな交差点です。
- 主に、右折時の車両相互が 12 件のほか、横断歩道横断中の人対車両が４件、左折時の車両相互が３件発生しています。
- 右折時の車両相互では、１ 件死亡事故が発生しています。

注意ポイント

- 豊田市内で最も多く交通事故が発生している地点で、その種類もさまざまです。
- カラー舗装に従いながら、対向車両や巻き込み、歩行者の状態をよく確認して走りましょう。

②　トヨタ町南

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東西片側２車線（県道 491 号、右折車線あり）と南北片側２車線（国道 248 号、右折車線あり）の大きな交差点です。
- 主に、横断歩道横断中の人対車両が３件、追突や右折時、左折時の車両相互が２件ずつ発生しています。

注意ポイント

- カラー舗装に従いながら、対向車両や巻き込み、歩行者の状態をよく確認して走りましょう。
- 十分な車間距離を保って走りましょう。

③　曙町

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東側片側２車線（県道 491 号）、西側片側１車線、南側片側２車線（県道 76 号など）、北側片側３車線（県道 76 号など）、いずれも右折車線のある大きな交差点です。
- 東側道路の右折車線や、北側道路の左折車線は、各２レーンあります。
- 主に、追突の車両相互が４件、出合頭の車両相互が３件発生しています。

注意ポイント

- 走行車線に注意して走りましょう。
- 信号を守り、余裕をもって走りましょう。
- 十分な車間距離を保って走りましょう。

④　久保町２丁目

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東西片側２車線（県道 343 号、右折車線あり）と南北片側２車線（国道 153 号など、右折車線あり）の大きな交差点です。
- 主に、追突や右折時の車両相互が３件ずつ、左折時の車両相互が２件発生しています。
- このほかにも、横断歩道横断中の人対車両で１件死亡事故が発生しています。

注意ポイント

- 十分な車間距離を保って走りましょう。
- 右左折時には、対向車両や巻き込みの状態をよく確認して走りましょう。

⑤　下市場町５丁目

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東側片側１車線、西側片側２車線、南北片側２車線（国道 248 号）、いずれも右折車線のある交差点です。
- 主に、追突の車両相互や右折時の車両相互が、３件ずつ発生しています。

注意ポイント

- 十分な車間距離を保って走りましょう。
- カラー舗装に従いながら、乗用車だけでなく自転車も含めて、対向車両の状態をよく確認して走りましょう。

⑥　小坂町１０丁目

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東西片側２車線（国道 153 号など、右折車線あり）と南北片側２車線（右折車線あり）の大きな交差点です。
- 主に、右折時や左折時の車両相互が３件、追突の車両相互が 2 件ずつ発生しています。
- 右折時の車両相互では、1 件死亡事故が発生しています。

注意ポイント

- 対向車両や巻き込みの状態をよく確認して走りましょう。
- 十分な車間距離を保って走りましょう。

⑦　浄水町伊保原北

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東側片側２車線、西側片側１車線、南北片側２車線（国道 248 号）、いずれも右折車線のある交差点です。
- 主に、右折時の車両相互が５件、追突の車両相互が３件発生しています。

注意ポイント

- 対向車両の状態をよく確認して走りましょう。
- 十分な車間距離を保って走りましょう。

⑧　生駒町東山

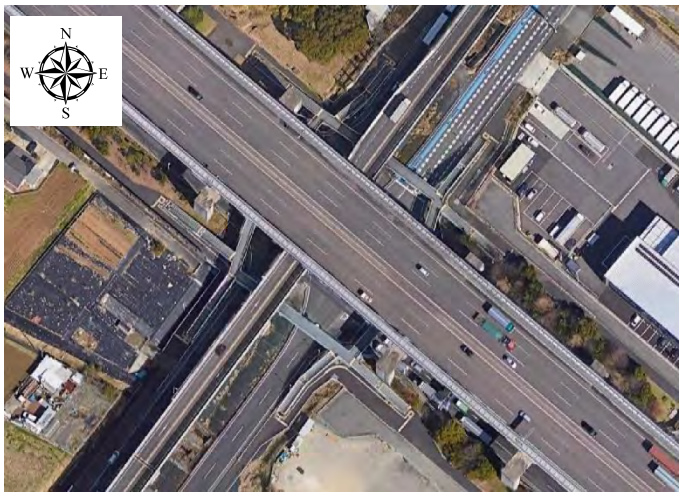

©2024 Airbus、Maxar Technologies

特徴

- 東西片側３車線（県道 56 号、右折車線あり）、南北片側２車線（国道 155 号、右折車線あり）の大きな交差点です。
- 主に、追突の車両相互が８件発生しており、その多くは貨物車が関係しています。
- 主要道路のバイパス同士が交わっており、道路線形はどちらも良いといえます。

注意ポイント

- 急停止とならないように、十分な車間距離を保ちながら、前方の安全をよく確かめて走りましょう。

⑨　本新町５丁目

©2024 Airbus

特徴

- 東西片側２車線（国道 153 号、右折車線あり）と南北片側１車線（県道 284 号）の交差点です。
- 主に、追突の車両相互が８件発生しています。
- 東から西へ下り坂になっています。

注意ポイント

- 十分な車間距離を保って走りましょう。
- 速度の出しすぎやブレーキをかけるタイミングに注意しましょう。

（11）交通事故死者数ワースト記録の推移

※名古屋市を除く。

年 / ワースト順位	令和２年		令和３年		令和４年		令和５年		令和６年	
	市	死者数	市	死者数	市	死者数	市	死者数	市	死者数
1	豊田市	16	岡崎市	8	豊田市	12	一宮市	10	岡崎市	7
2	岡崎市	9	一宮市	7	春日井市	7	豊田市 岡崎市	9	豊田市 豊橋市	6
3	小牧市 一宮市	7	豊田市 豊橋市	6	安城市 一宮市 岡崎市	6				
4							豊川市	8	一宮市 豊川市 田原市	5
5	蒲郡市	6	稲沢市 春日井市	5			豊橋市	6		

令和６年の豊田市の交通事故死者数は、愛知県内で名古屋市を除いて「ワースト２位」である。

（12）交通関係指標の推移

指標 / 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
交通事故死者数	16	6	12	9	6
車両保有台数 （各年3月末時点）	350,450	349,956	348,759	348,937	348,019
免許保有者数 （各年12月28日時点）	304,434	303,239	302,213	302,546	301,994
人口 （各翌年1月1日時点）	422,046	418,294	416,468	415,393	413,747

交通事故死者数・車両保有台数・免許保有者数・人口は少なくなった。

※車両保有台数出典：「市町村別保有車両数」（愛知運輸支局）および「軽自動車車両数」（全国軽自動車協会連合会）
※免許保有者数出典：「運転免許人口」（愛知県警察）
※人口データ出典：「あいちの人口」（愛知県）

３　愛知県内各市の交通事故発生状況

	令和６年					令和５年				
	発生件数（件）	死者（人）	負傷者（人）	人口１万人当りの死者数（人）	発生件数順位	発生件数（件）	死者（人）	負傷者（人）	人口１万人当りの死者数（人）	発生件数順位
全　国	290,792	2,663	343,756	0.22		307,911	2,678	365,027	0.22	
愛　知　県	24,506	141	28,822	0.19		24,547	145	28,990	0.19	
名古屋市	8,378	35	9,735	0.15		8,143	34	9,522	0.15	
一　宮　市	1,598	5	1,893	0.13	1	1,414	10	1,660	0.27	1
春日井市	1,165	3	1,335	0.10	2	1,235	2	1,431	0.07	2
豊　橋　市	1,143	6	1,346	0.17	3	1,070	6	1,262	0.16	3
豊　田　市	926	6	1,070	0.15	4	958	9	1,099	0.22	4
岡　崎　市	919	7	1,053	0.18	5	892	9	1,012	0.24	5
豊　川　市	714	5	879	0.27	6	707	8	865	0.43	6
安　城　市	631	2	735	0.11	7	600	3	674	0.16	7
小　牧　市	600	1	688	0.07	8	561	3	642	0.21	8
刈　谷　市	536	2	657	0.13	9	448	1	520	0.07	10
半　田　市	407	3	468	0.26	10	450	3	518	0.26	9
江　南　市	385	2	430	0.21	11	392	0	456	0.00	11
瀬　戸　市	336	1	394	0.08	12	371	2	445	0.16	12
稲　沢　市	317	2	363	0.15	13	366	4	415	0.30	13
西　尾　市	311	3	364	0.18	14	312	5	357	0.30	14
蒲　郡　市	306	2	359	0.26	15	295	0	351	0.00	16
東　海　市	268	1	316	0.09	16	300	2	338	0.18	15
あ　ま　市	255	4	274	0.47	17	277	0	332	0.00	17
知　立　市	242	0	277	0.00	18	216	0	250	0.00	23
尾張旭市	239	2	281	0.24	19	242	0	280	0.00	22
大　府　市	234	2	256	0.21	20	244	1	270	0.11	21
北名古屋市	233	0	279	0.00	21	275	2	314	0.23	18
日　進　市	225	1	259	0.11	22	252	0	294	0.00	20
常　滑　市	207	3	261	0.52	23	178	3	220	0.52	27
豊　明　市	195	1	221	0.15	24	166	0	191	0.00	30
犬　山　市	193	1	233	0.14	25	198	2	238	0.28	24
清　須　市	186	1	219	0.15	26	262	3	303	0.45	19
知　多　市	182	2	203	0.24	27	167	0	193	0.00	29
弥　富　市	164	1	194	0.24	28	143	1	174	0.24	34
碧　南　市	160	2	178	0.28	29	176	1	191	0.14	28
岩　倉　市	154	2	162	0.42	30	161	2	182	0.42	32
長久手市	144	1	164	0.16	31	192	2	229	0.33	25
津　島　市	138	3	165	0.51	32	188	0	234	0.00	26
愛　西　市	138	2	159	0.34	32	138	2	155	0.34	35
田　原　市	135	5	170	0.88	34	164	3	191	0.53	31
高　浜　市	134	1	159	0.22	35	123	1	142	0.22	36
みよし市	127	0	145	0.00	36	151	1	182	0.16	33
新　城　市	93	4	110	0.97	37	69	1	85	0.24	37

※全国データ出典：「交通事故発生状況」令和６年中（警察庁ホームページの統計）
※愛知県下各市データ出典：「愛知県の交通事故発生状況」令和６年中（愛知県警察）
※人口データ出典：「人口推計」（総務省）および「あいちの人口」（愛知県）
※発生件数順位は、名古屋市を除く愛知県内の各市を対象としている。

豊田市の交通事故発生件数は、愛知県内で名古屋市を除いて「ワースト４位」である。

４　豊田市の令和６年の死亡事故

（1）死亡事故位置図

凡例
- 高速自動車国道等
- 国道
- 県道

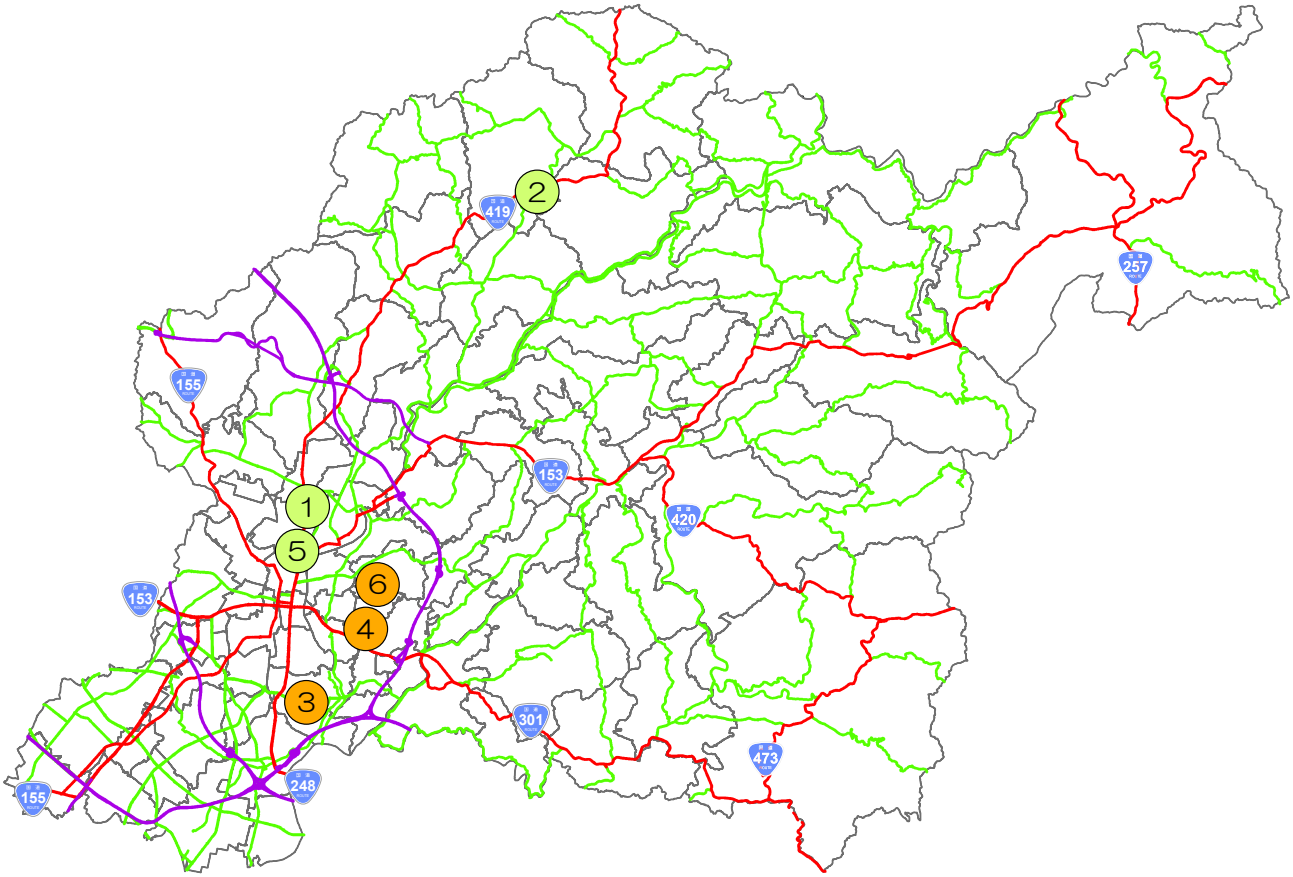

は死者が６５歳未満、は死者が６５歳以上の死亡事故。数字は(2)死亡事故一覧表に対応。

⑵ 死亡事故一覧表（６件、６人）

計上日：３月 28 日

1	日時		3月28日（木） 午前5時05分頃
	場所		上原町
	事故概要		人対車両
	当事者	死者	歩行者：40歳代（男性）
		相手	普通乗用：50歳代（男性）
	※交通量が少ない場合でも、制限速度を守りましょう。運転手は、ハイビームを上手に活用し、前方をよく確認しましょう。慣れた道ほど、安全確認を徹底しましょう。		

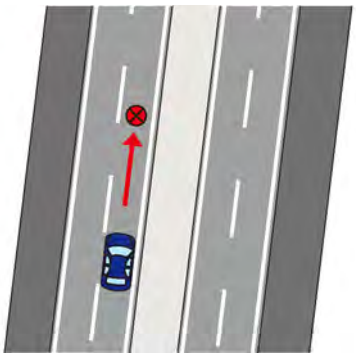

計上日：４月７日

2	日時		4月7日（日） 午後1時30分頃
	場所		北篠平町
	事故概要		車両単独
	当事者	死者	自転車：10歳代（女性）
		相手	（ガードレール）
	※自転車の二人乗りは原則禁止（幼児は除く）です！ヘルメットを必ず着用しましょう。自転車は車両です。決められたルールを守りましょう。		

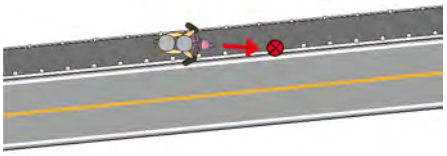

計上日：７月 29 日

3	日時		7月28日（日） 午後7時45分頃
	場所		前山町
	事故概要		人対車両
	当事者	死者	歩行者：80歳代（男性）
		相手	普通乗用：40歳代（男性）
	※運転手は、夜間はハイビームを活用して、歩行者の有無を確認しましょう。歩行者は、明るい服装と反射材の着用を心掛け、自動車の動きに注意しましょう。慣れた道ほど、安全確認を徹底しましょう。		

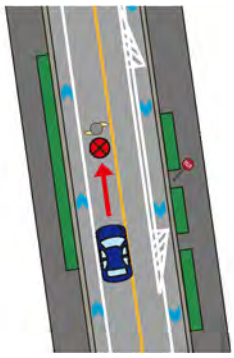

計上日：11月4日

4	日時		11月4日（月） 午後1時20分頃	
	場所		志賀町	
	事故概要		車両相互	
	当事者	死者	軽四乗用（助手席）：80歳代（女性）	
		相手	普通乗用：30歳代（女性）	
	※運転手は、信号をよく見て通行しましょう。運転手は、自分の車両等が優先であっても、かもしれない運転を心掛け、他の車両等の動きに注意しましょう。慣れた道ほど、安全確認を徹底しましょう。			

計上日：11月6日

5	日時		11月6日（水） 午前6時58分頃	
	場所		東梅坪町	
	事故概要		車両相互	
	当事者	死者	原付自転車：50歳代（男性）	
		相手	普通乗用：40歳代（男性）	
	※運転手は、信号をよく見て通行しましょう。運転手は、自分の車両等が優先であっても、かもしれない運転を心掛け、他の車両等の動きに注意しましょう。慣れた道ほど、安全確認を徹底しましょう。			

計上日：12月4日

6	日時		12月4日（水） 午前6時45分頃	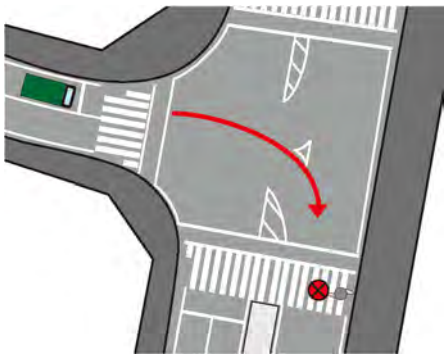
	場所		京ケ峰	
	事故概要		人対車両	
	当事者	死者	歩行者：70歳代（女性）	
		相手	普通貨物：50歳代（男性）	
	※ドライバーの方は横断歩道の手前では、減速するなどして、歩行者の有無を確認しましょう。ドライバーの方は歩行者が見えにくい場合は、横断歩道の手前で停止できる速度で進みましょう。歩行者の方は道路を横断中も、左右の安全確認をして、横断しましょう。			

５　豊田市の小学校区別交通事故

（1）発生状況分布図

令和６年事故
926 件

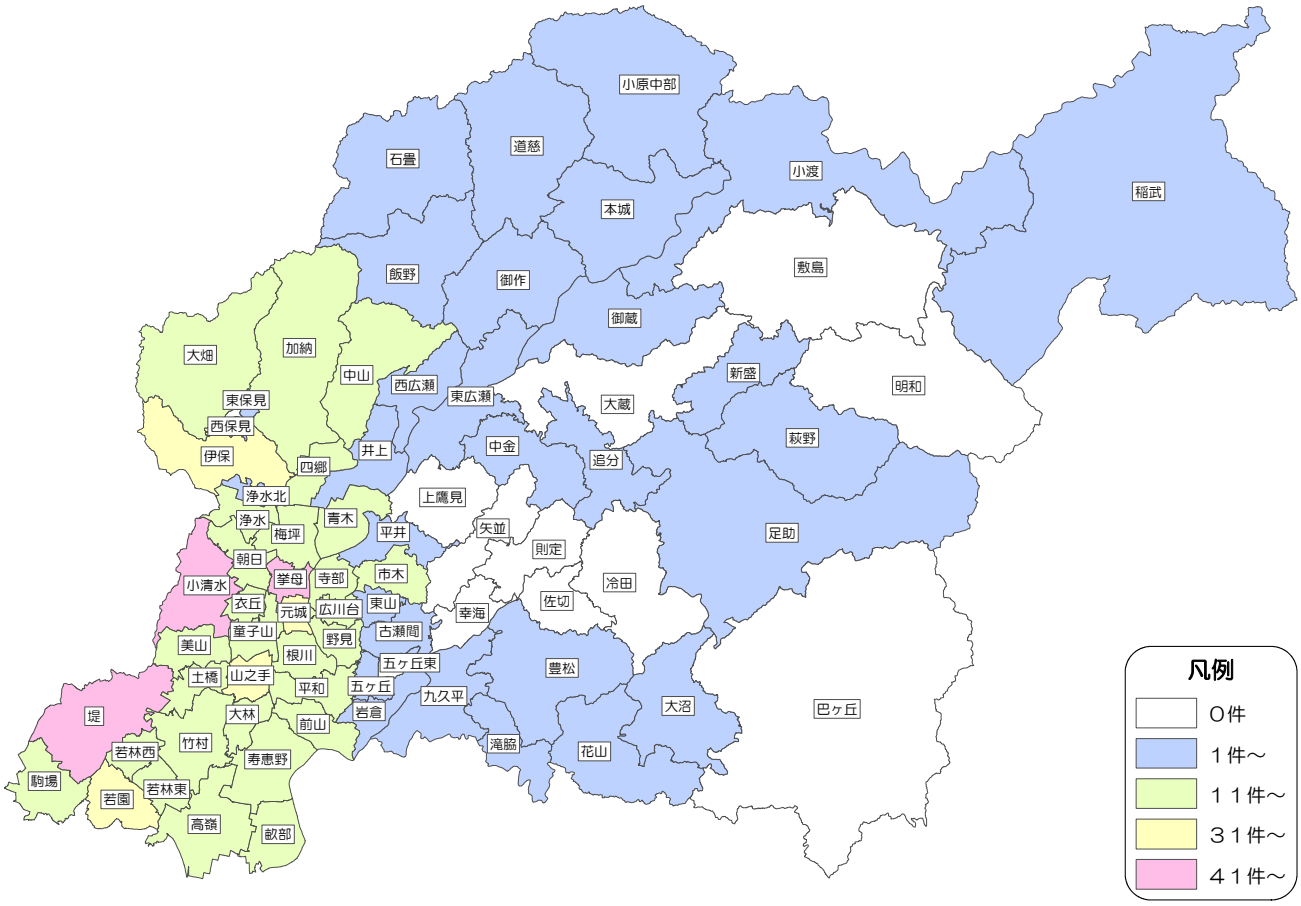

交通量が多い南部・西部に事故が集中している。

(2) 発生状況一覧表

発生件数は「小清水小学校区」が最も多い。

	令和６年				令和５年			
	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
童　子　山	30	0	1	33	30	0	0	34
挙　母	41	0	0	50	38	0	1	39
根　川	28	0	0	31	31	0	0	38
小　清　水	60	0	2	62	42	0	0	55
前　山	17	1	1	17	21	1	2	23
山　之　手	38	0	0	41	27	1	0	28
美　山	24	0	0	26	23	0	0	29
寺　部	12	0	0	12	7	0	0	7
平　井	3	0	0	3	4	0	1	3
野　見	17	0	0	23	15	0	0	18
古　瀬　間	9	1	1	10	10	0	1	10
矢　並	0	0	0	0	0	0	0	0
高　嶺	30	0	2	30	29	0	0	32
寿　恵　野	30	0	1	35	31	1	2	31
畝　部	11	0	0	17	7	0	0	7
堤	46	0	0	51	59	1	2	60
若　園	33	0	0	46	36	0	1	37
竹　村	22	0	1	26	21	0	0	29
駒　場	17	0	0	22	19	0	0	20
大　林	29	0	1	32	38	1	0	44
大　畑	12	0	0	15	11	0	0	14
伊　保	35	0	1	41	41	0	1	42
加　納	12	0	0	13	12	0	2	14
青　木	23	0	2	24	24	0	0	31
西　広　瀬	4	0	1	3	3	0	0	3
東　広　瀬	2	0	0	3	4	0	0	5
中　金	2	0	0	3	3	0	0	3
上　鷹　見	0	0	0	0	2	0	1	2
幸　海	0	0	0	0	1	0	0	1
岩　倉	3	0	0	3	2	0	0	2
九　久　平	1	0	0	2	7	0	1	9
滝　脇	1	0	0	1	1	0	0	1
豊　松	1	0	1	0	2	0	0	3
東　山	7	1	0	6	9	1	0	8
元　城	36	0	1	38	35	0	0	40
梅　坪	27	2	1	31	31	0	2	32
朝　日	19	0	0	20	23	0	0	28
若　林　東	21	0	0	23	23	0	0	28
東　保　見	1	0	0	1	2	0	0	2
四　郷	19	0	2	18	14	0	0	15
浄　水	21	0	0	25	23	0	0	27
平　和	13	0	0	17	19	0	2	21

（続き）

	令和６年				令和５年			
	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
市　木	11	0	0	14	7	0	0	8
若　林　西	22	0	0	25	23	0	2	23
衣　丘	17	0	0	19	22	0	0	26
土　橋	27	0	0	32	31	1	1	35
広　川　台	18	0	1	19	17	0	1	18
井　上	10	0	1	9	14	1	0	15
五　ケ　丘	5	0	2	5	2	0	0	3
西　保　見	0	0	0	0	1	0	0	1
五　ケ　丘　東	0	0	0	0	0	0	0	0
飯　野	9	0	0	10	7	0	0	10
石　畳	3	0	0	4	1	0	0	2
御　作	2	0	0	3	1	0	0	1
中　山	14	0	0	15	16	0	0	19
道　慈	1	1	0	1	1	0	0	1
本　城	2	0	0	3	2	0	0	3
小　原　中　部	2	0	0	3	0	0	0	0
足　助	5	0	2	3	3	0	0	3
冷　田	0	0	0	0	0	0	0	0
追　分	2	0	0	3	6	0	0	6
佐　切	0	0	0	0	1	0	0	1
則　定	0	0	0	0	0	0	0	0
萩　野	1	0	1	0	0	0	0	0
明　和	0	0	0	0	2	0	1	1
新　盛	4	0	1	4	2	1	0	1
大　蔵	0	0	0	0	0	0	0	0
御　蔵	1	0	0	1	0	0	0	0
花　山	2	0	0	2	0	0	0	0
大　沼	2	0	0	2	0	0	0	0
巴　ケ　丘	0	0	0	0	1	0	1	0
小　渡	2	0	0	3	2	0	1	1
敷　島	0	0	0	0	0	0	0	0
稲　武	5	0	0	6	7	0	0	8
浄　水　北	2	0	0	3	9	0	0	12
計	926	6	27	1,043	958	9	26	1,073

※発生件数はワースト５位以内に着色、死者数は２人以上に着色。

６　豊田市の自転車交通事故

（1）年齢別発生状況

令和元年～令和５年の平均件数

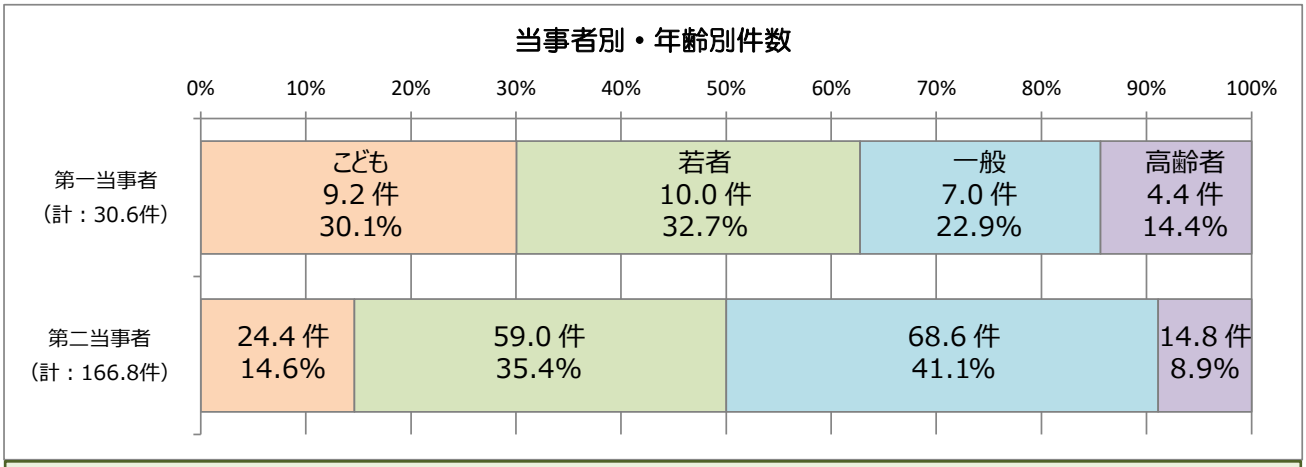

自転車事故の第一当事者はこども、若者の割合が高く、第二当事者は若者、一般の割合が高い。

第一当事者について
詳しく見てみると・・・

令和元年～令和５年の平均件数

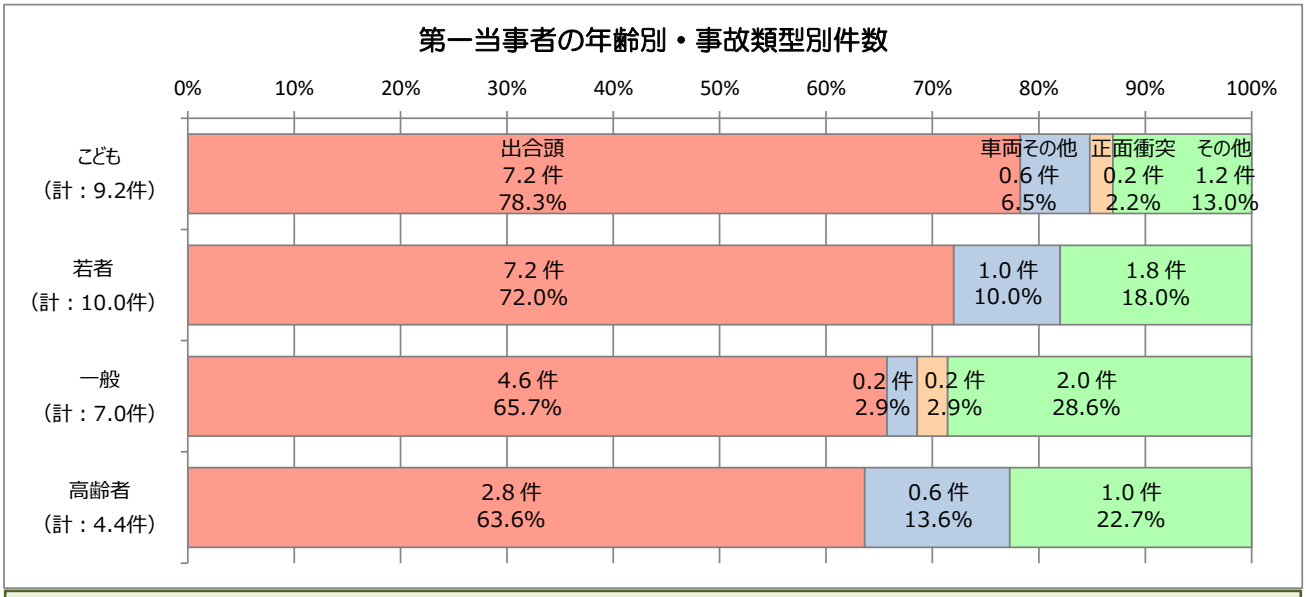

自転車が第一当事者となる事故件数は出合頭が多くを占める。

保護者の方へ

- お子さんが自転車に乗り始めたら、一時停止の標識のあるところや道路に出るときは、必ず止まって安全確認をするように教えましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、自転車保険に加入しましょう。

※こどもは 0～15 歳、若者は 16～24 歳、一般は 25～64 歳、高齢者は 65 歳以上を示す。

(2) 時間帯別発生状況

令和元年～令和５年の平均件数

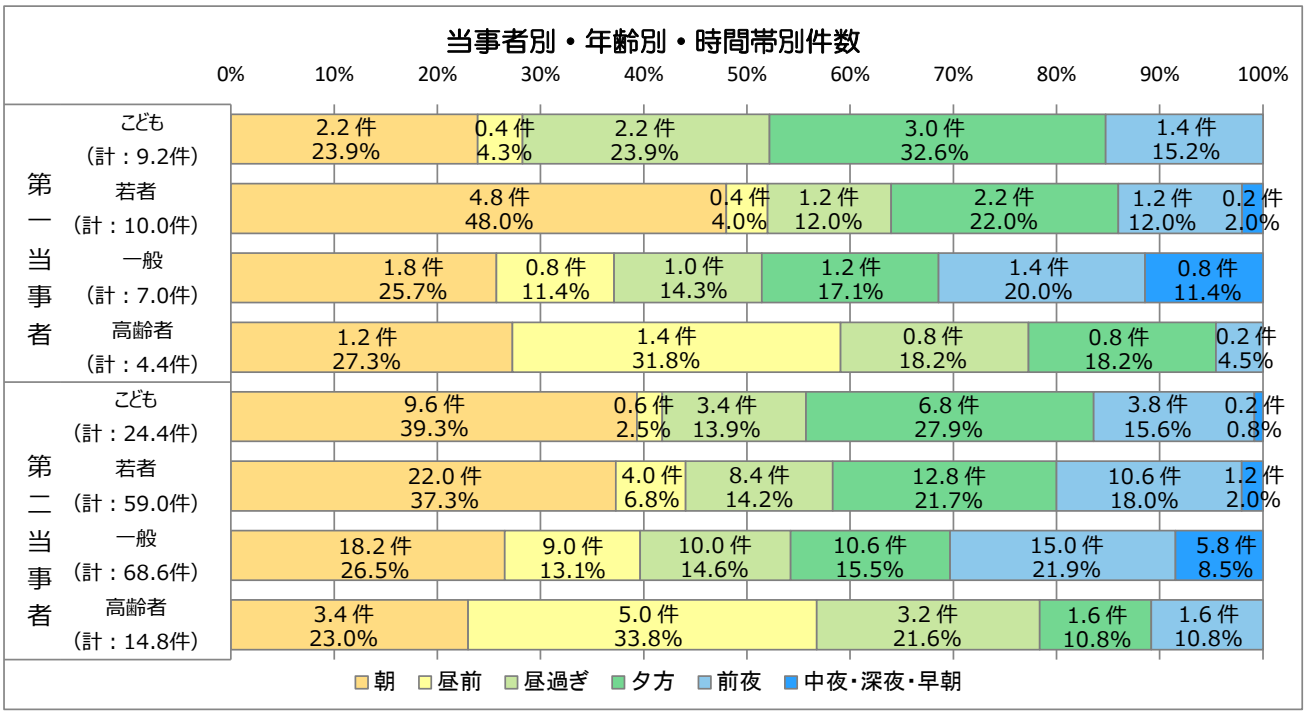

こどもでは第一当事者は夕方、第二当事者は朝の割合が高い。若者・一般では、第一・第二当事者ともに朝の割合が高く、高齢者では昼前の割合が高い。

(3) 道路形状別発生状況

令和元年～令和５年の平均件数

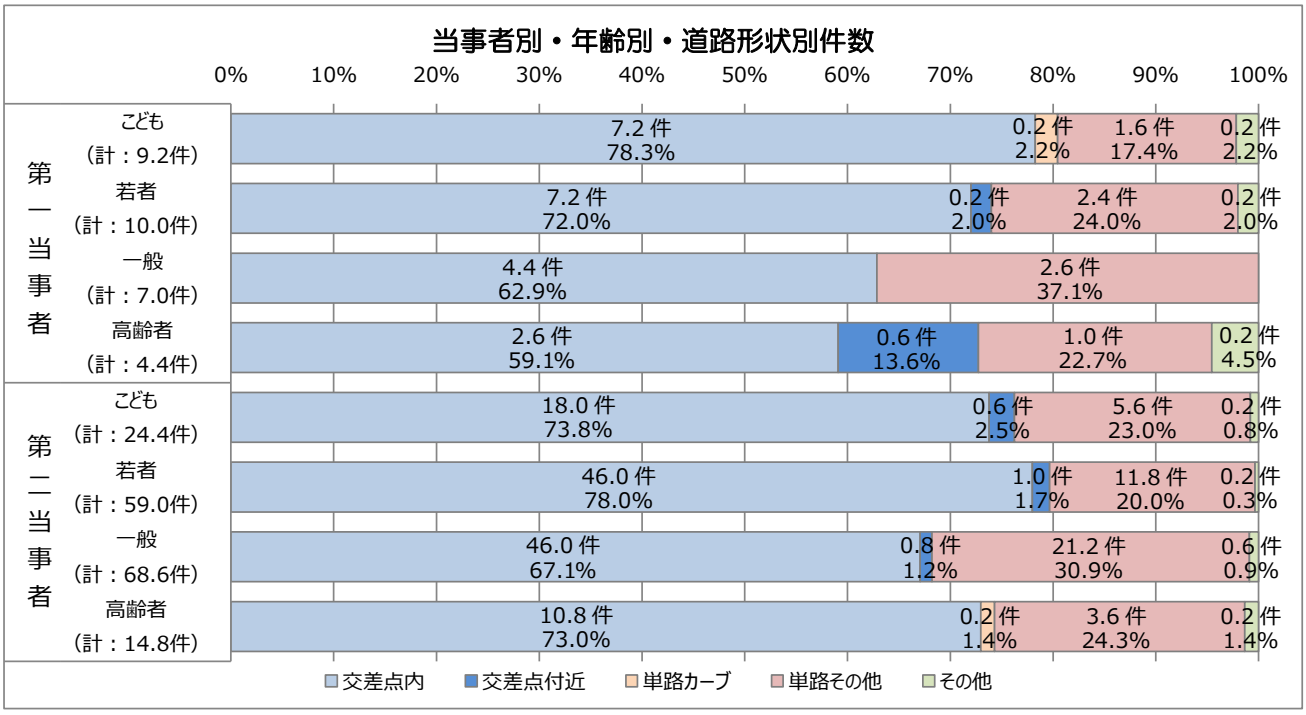

第一当事者・第二当事者ともに交差点内の割合が高い。

7　豊田市の高齢者（65 歳以上）の交通事故

（1）発生状況の推移

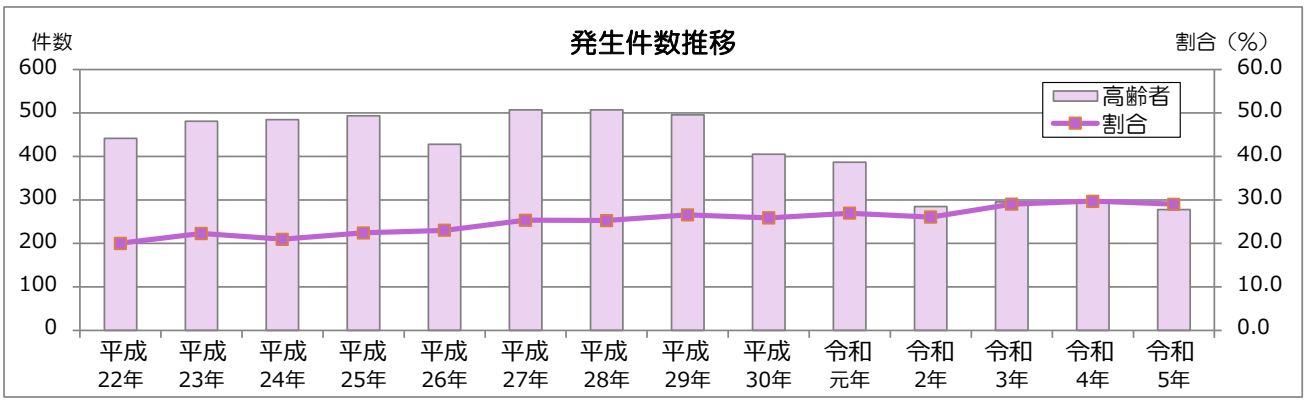

区分＼年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生件数		2,205	2,156	2,311	2,202	1,857	2,000	2,006	1,866	1,565	1,435	1,093	1,019	996	958
	高齢者	442	481	485	494	428	507	507	496	405	387	285	296	296	278
	割合	20.0	22.3	21.0	22.4	23.0	25.4	25.3	26.6	25.9	27.0	26.1	29.0	29.7	29.0

※割合とは各年の全発生件数に占める高齢者事故の割合。

平成２２年から令和５年までの 14 年間で全体の事故件数は 57%減少したが、高齢者の事故件数は 37%の減少に止まっている。

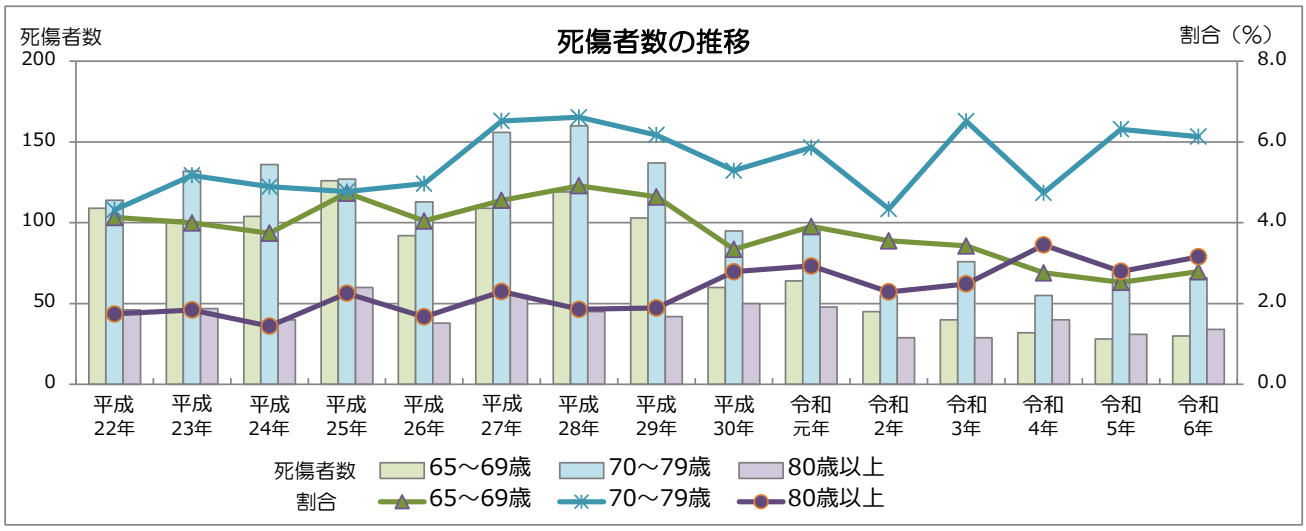

区分＼年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死傷者数		2,638	2,551	2,779	2,659	2,275	2,392	2,420	2,219	1,794	1,637	1,266	1,167	1,159	1,108	1,076
	65～69歳	109	102	104	126	92	109	119	103	60	64	45	40	32	28	30
	70～79歳	114	132	136	127	113	156	160	137	95	96	55	76	55	70	66
	80歳以上	46	47	40	60	38	55	45	42	50	48	29	29	40	31	34
割合	65～69歳	4.1	4.0	3.7	4.7	4.0	4.6	4.9	4.6	3.3	3.9	3.6	3.4	2.8	2.5	2.8
	70～79歳	4.3	5.2	4.9	4.8	5.0	6.5	6.6	6.2	5.3	5.9	4.3	6.5	4.7	6.3	6.1
	80歳以上	1.7	1.8	1.4	2.3	1.7	2.3	1.9	1.9	2.8	2.9	2.3	2.5	3.5	2.8	3.2

※割合とは各年の全死傷者数に占める高齢者の割合。
※平成 22～23 年は平成 24 年に行われた事故件数見直し前の値であるが、誤差は僅かであり全体の傾向に影響はない。

平成２２年から令和６年までの 15 年間で全体の交通事故死傷者数は 59%減少し、高齢者の交通事故死傷者数も 52%減少した。

(2) 時間帯別発生状況

令和元年～令和５年の平均件数

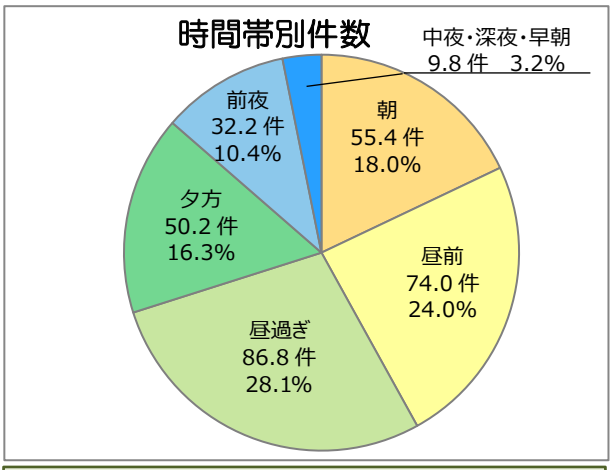

高齢者の事故は昼前、昼過ぎに多い。

(3) 交通手段別発生状況

令和元年～令和５年の平均件数

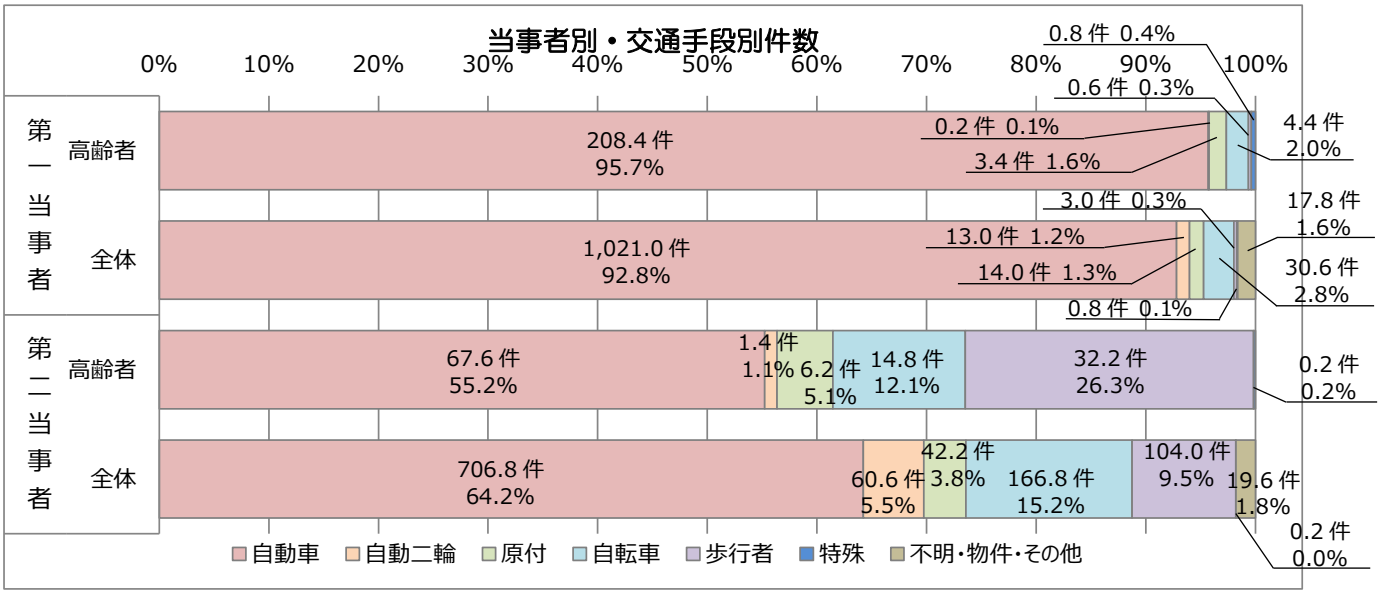

高齢者の事故は第一当事者、第二当事者ともに自動車が最も多い。全体と比べると高齢者は第二当事者で歩行者の割合が高い。

高齢者の方へ

- 青信号、横断歩道でも渡り終わるまで左右の安全確認、車が来ないことを確認してから渡りましょう。
- 交通量が少ない道路であっても、横断歩道があればそこまで移動して、周りの状況をよく確認してから渡りましょう。

※高齢者とは 65 歳以上で、全体とは全ての年齢を含む。

シートベルト着用状況（愛知県警察データより）

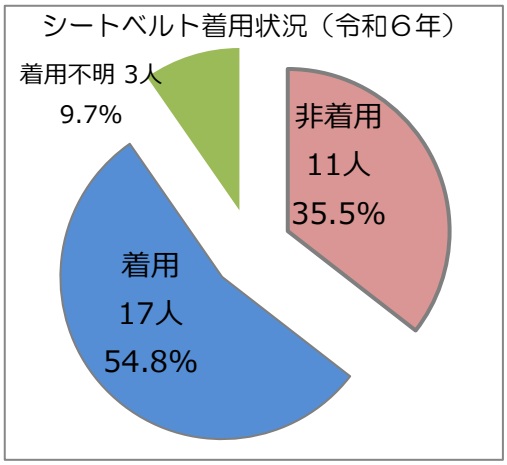

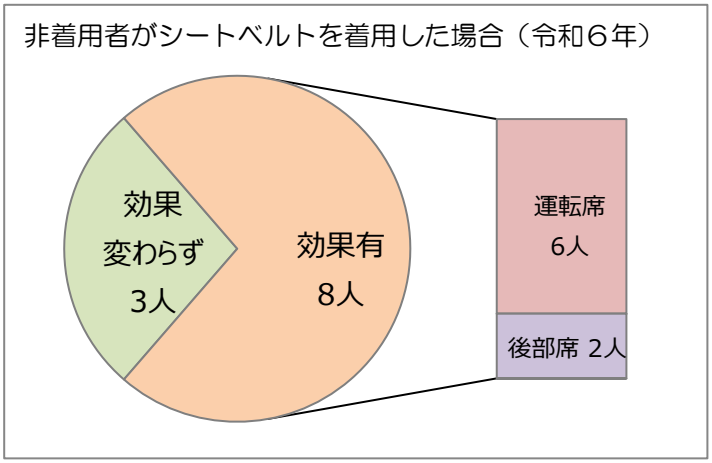

※四輪車乗車中の死者 31 人中 11 人が非着用。

※効果有は着用していれば助かったと思われる人。

- 平成 20 年 6 月に道路交通法が改正され、後部座席もシートベルトの着用が義務化されました。
- シートベルトを着用のうえ、エアバック（装備車）が作動すれば、万が一、交通事故に遭った場合でも衝突時の衝撃が大幅に軽減されます。

横断歩道横断中の死傷者の推移（愛知県警察データより）

※愛知県での歩行者の死傷者数のうち横断歩道横断中の死傷者を示す。

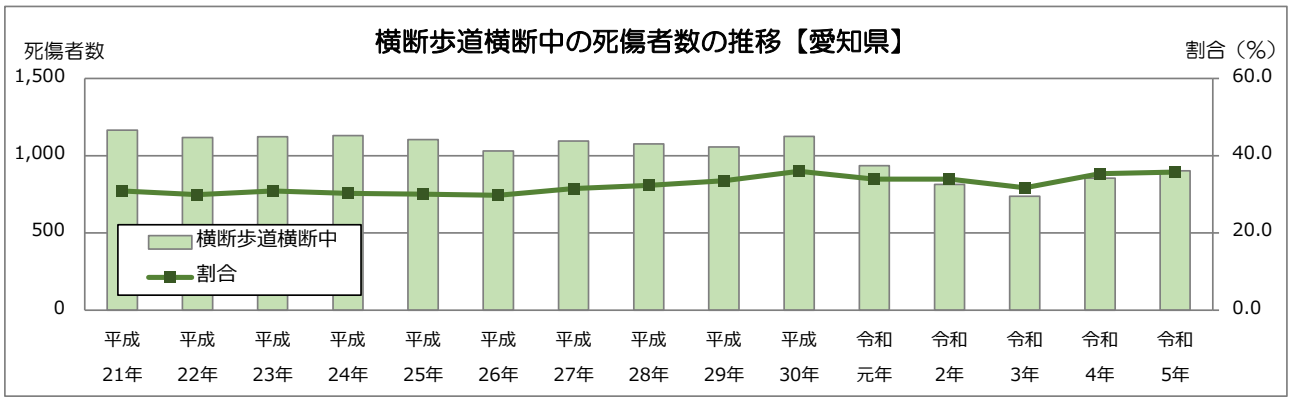

区分＼年		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
歩行者死傷者数		3,770	3,737	3,634	3,735	3,676	3,464	3,483	3,334	3,151	3,128	2,756	2,401	2,327	2,417	2,519
	横断歩道横断中	1,165	1,118	1,123	1,130	1,105	1,031	1,096	1,077	1,057	1,126	935	815	738	854	901
	割合	30.9	29.9	30.9	30.3	30.1	29.8	31.5	32.3	33.5	36.0	33.9	33.9	31.7	35.3	35.8

愛知県では、平成 21 年から令和 5 年までの 15 年間で、歩行者の死傷者数は 33%減少している。
一方で、歩行者死傷者数のうち横断歩道横断中が占める割合は 4.9%高い。

※愛知県警察の「愛知の交通事故」に基づく。

- 令和 3 年 4 月に「交通の方法に関する教則」が改正され、「道路を横断する時は手を上げるなどしてドライバーに横断意思を伝えること」が明記されました。
- 横断意思を伝える方法は、「手を垂直に上げる」「胸やお腹の前に手をかざす」「目で合図を送る」「顔や体を運転者に向ける」「帽子を脱いで会釈をする」など様々です。

歩行者を守ろう！

道路横断中の交通事故を防止するため、「歩行者保護モデルカー活動」、「とまってくれてありがとう運動」を推進しています。

歩行者保護モデルカー活動

「歩行者保護モデルカー活動」とは、活動を委嘱された事業所の車両にステッカーを貼り、以下の３項目を実践した運転を行い、安全運転のけん引役を担うことで交通事故抑止を目指しています。また、市民向けのステッカーを広く配布し、市内全域で活動の拡大を図っています。

- ◆「速度遵守」　：制限速度を必ず守る
- ◆「ハイビームの活用」　：ライト点灯時は、ハイビームを活用する
- ◆「歩行者優先」　：横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる

委嘱事業所用ステッカーデザイン

市民向けステッカーデザイン

歩行者から伝えよう♪

横断歩道を渡るときに、歩行者側から一時停止してくれたドライバーに、積極的に会釈などで感謝を伝える運動です。

安全な横断歩道の渡り方

『止まる！』

『見る・待つ！』

プラス

＋

ドライバーと目を合わせて

「ありがとう！」

笑顔で「ありがとう」と感謝を伝えることで、ドライバーは清々しい気持ちになり、歩行者に優しい安全運転の輪を広げていきます。また、ドライバーとアイコンタクトをすることで、安全確認の徹底にもつながります。

「交通安全啓発動画」紹介

二次元コードを読み込むと YouTube へリンクします。
ぜひご覧ください。

【市長メッセージ】

◆「とまってくれてありがとう運動編」

「とまってくれてありがとう運動」について、太田市長が動画内で実演します。

URL:
https://youtu.be/tuOHqvudimc?si=zq1OjLaSDAyEBXmk
動画の長さ：４２秒
作成：豊田市交通安全防犯課

◆「いのちをまもるヘルメット編」

ヘルメットの重要性、多種多様なヘルメットについて、太田市長が紹介します。

URL:
https://youtu.be/GyMtUkqKKsQ?si=JuOh-BlNdgkLfEKf
動画の長さ：４２秒
作成：豊田市交通安全防犯課

【とまってくれてありがとう運動】

◆「道路を安全に渡ろう　とまってくれてありがとう運動（シグナルちゃん編）」

小学校の下校指導等で使用しているこども向けの内容です。運動の手順を、シグナルちゃんが実践して説明しています。

URL:
https://m.youtube.com/watch?v=Ux68c3maMT8
動画の長さ：２分４９秒
作成：豊田市交通安全防犯課

◆「道路を安全に渡ろう　とまってくれてありがとう運動（ラリー編）」

かっこいいラリーカーが登場します。稲武の皆さんの協力のもと撮影しました。

URL：
https://m.youtube.com/watch?v=TMnG83es8so
動画の長さ：１分
作成：NPO 法人稲武まちづくり協議会、足助警察署、豊田市、稲武地区の皆さま

※動画は予告なく削除される可能性がありますので、ご了承ください。

【自転車の交通安全】

◆「ドライバーのみなさん知ってる？自転車の正しい通行ルール」

自転車とクルマが車道を安全に通行できるよう、「自転車は車道通行が原則」とする通行ルールを「トヨタヴェルブリッツ」の選手がわかりやすく説明しています。

URL：
https://m.youtube.com/watch?v=4Yj3bMoLV9o
動画の長さ：５分 10 秒
作成：豊田市建設企画課

◆「自転車を利用する人はヘルメットを着用しよう！」

ヘルメットの着用で守れる命があります！特に若者に向けて自転車乗車の際のヘルメット着用を促し、皆さんの将来を守る重要な内容になっています！

URL：
https://www.youtube.com/watch?v=pL8I6mSG-No
動画の長さ：２分２３秒
作成：愛知県警察

◆「自転車の交通ルール【５つの左】」

小学生を対象とした自転車の交通安全動画です。保護者の皆様も、是非お子さんと一緒にご視聴ください。

URL：
https://www.youtube.com/watch?v=n5ys3FQKfiY
動画の長さ：６分２３秒
作成：愛知県警察

【高齢者の交通安全】

◆「交通安全啓発動画（高齢歩行者向け）」

高齢歩行者へ交通安全意識アップを呼び掛ける動画です。

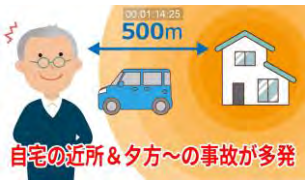

URL：
https://m.youtube.com/watch?v=3HSV1XuHAwA
動画の長さ：３０秒
作成：愛知県県民安全課

～その他啓発動画が見られる関連サイト～

愛知県警察公式チャンネル　https://m.youtube.com/channel/UCYebPi-FDXsWBgYa1Ag/videos

内閣府　政府インターネットテレビ https://nettv.gov-online.go.jp/mobile/category_index.php?t=129

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

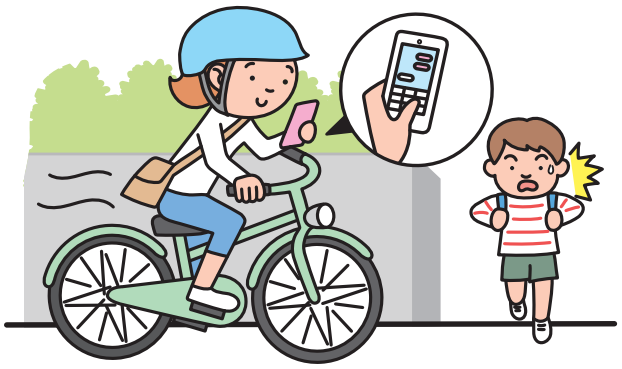

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は**10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幇助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反　5万円以下の罰金

危険行為　信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

特定小型原動機付自転車とは？

主な交通ルール

① 車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません（※自転車道通行可）。また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

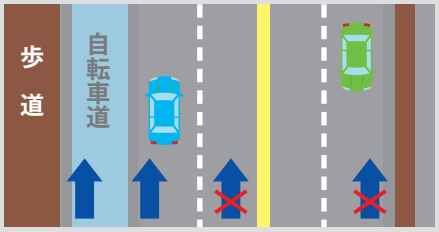

② 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。また、後方確認とウインカーでの合図が必要です。

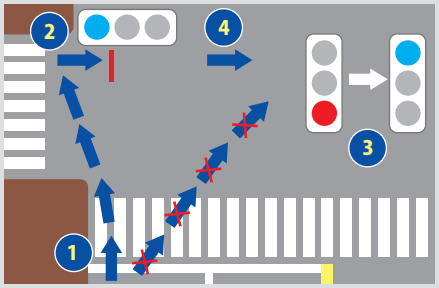

③ 信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。

④ その他のルール

16歳未満の者の運転の禁止

飲酒運転の禁止

スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止

二人乗りの禁止

自賠責保険（共済）への加入義務

乗車用ヘルメットの着用（努力義務）

保安基準

道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。

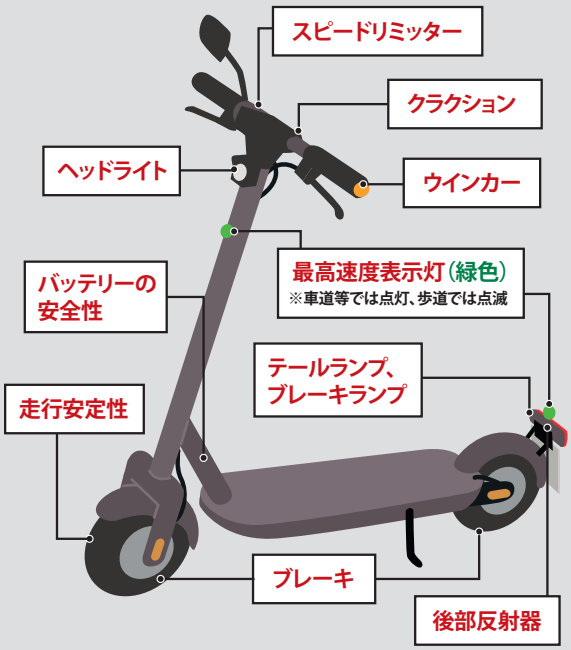

シールの様式

※性能等確認済シール等が付けられているものは保安基準に適合しています。

『特例』特定小型原動機付自転車とは？

特定小型原動機付自転車の中でも、下記①、②などの要件を満たす車両は「特例特定小型原動機付自転車」といい、道路標識等により歩道を通行することができます。
ただし、歩道を通行するときは、歩行者が優先です。

① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること

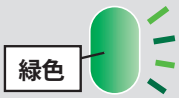

② 歩道通行中、車体の構造上、6 km/hを超える速度を出すことができないものであること

など

罰則等について

●交通反則通告制度・放置違反金制度の対象となります。

●特定小型原動機付自転車運転者講習制度

特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反行為(危険行為)を３年以内に２回以上行った者が講習制度の対象となります。

特定小型原動機付自転車の安全利用について

愛知県警察

R5.7.1～「特定小型原動機付自転車運転者講習制度」が運用されています。
講習制度の対象となる特定小型原動機付自転車危険行為は下記の17類型です。

1 信号無視
法第７条違反

2 通行禁止道路（場所）の通行
法第８条第１項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で特定原付の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国等）を通行する行為

3 歩行者用道路での徐行違反
法第９条違反

特定原付の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わずに徐行しない行為

4 歩道通行や車道の右側通行等
法第17条第1項、第４項又は第６項違反

車道の右側、右側の路側帯や特定原付が通行できない歩道を通行する行為

5 歩道徐行義務違反
法第17条の２第２項違反

特例特定原付が通行できる歩道で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為

6 路側帯進行方法違反
法第１７条の３第２項違反

特例特定原付が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為

7 遮断踏切への立ち入り
法第３３条第２項違反

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

8 交差点優先車妨害（左方優先等）
法第３６条違反

信号のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行妨害を行為

信号のない交差点

優先道路

9 交差点優先車妨害（直進・左折車妨害）
法第37条違反

交差点で右折するときに、直進や左折をしようとする車両等の進行妨害行為

10 環状交差点の通行車妨害
法第３７条の２違反

環状交差点内の通行車両等の妨害や環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為

11 一時不停止等
法第４３条違反

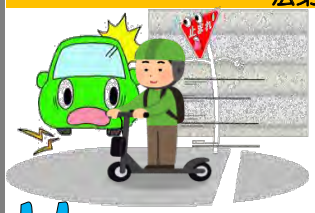

交差道路を通行する車両等の進行妨害行為も含む

12 整備不良車両の運転
法第６２条違反

ブレーキ装置を備えていないなど、道路運送車両法の規定により定められた保安基準に適合しない車両を運転する行為

13 酒気帯び運転等
法第65条第１項違反

酒気を帯びて車両を運転する行為

14 共同危険行為等
法第６８条違反

共同して、著しい交通の危険を生じさせたり、著しく他人に迷惑を掛けることとなる行為

15 安全運転義務違反
法第７０条違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

16 携帯電話使用等
法第７１条第５号の５違反

携帯電話で通話や画像等を注視するなど、携帯電話等を操作しながら運転する行為

17 妨害運転
法第117条の2第１項第４号、第117条の2の2第１項第８号違反

他の車両等の通行を妨害する目的で著しい交通の危険や交通の危険のおそれを生じさせる行為

16歳以上の方が、17類型の違反を
3年以内にくり返すと・・・
「特定小型原動機付自転車運転者講習制度（3時間：6,000円）」の対象

１６歳未満の方は、特定小型原動機付自転車運転禁止！
違反すると無資格運転として処罰対象！

交通安全作文（令和６年度 最優秀作品 豊田市長賞）

『ひとつだけのいのち』

４がつ 23 にち、ぼくはこうつうじこをおこしてしまった。

そのひは、おかあさんがせんせいとのこんだんかいだったので、いつもよりだいぶはやくかえることができた。みんながそとであそんでいるじかんにかえれたのがうれしかった。となりのともだちがよびにきてくれたので、そとのロータリーでともだちとあそぶことにした。４がつにならいはじめたサッカーのれんしゅうをしようとサッカーボールももっていった。ちょっとけったボールが、ころころころがってしまった。ぼくはボールをおいかけた。きがついたら、よこにくるまがいてぼくはいっかいてんをしてどうろにすわっていた。すぐにともだちのおかあさんがきてくれて、ぼくのおかあさんはどこかにでんわをかけながらてをふるわせていた。ちょっとしたらきゅうきゅうしゃがきた。きゅうきゅうしゃにのりたくないとぼくはおおなきした。

ぼくがぶつかってしまったくるまのうんてんしゅさんは、ぼくがわるいのにたくさんあやまってくれた。

きゅうきゅうしゃにのってびょういんまでいくあいだにねむくなってしまったぼくは、ちょっとねようとした。おかあさんは「ぜったいねないで」とおこっていた。おこられるいみがわからなかった。きゅうきゅうたいのおじさんは、とてもやさしくずっとはなしかけてくれた。

びょういんについて、ぼくはおかあさんとはなればなれになってしまった。たくさんけんさをした。たくさんせんせいがいた。こわかった。やっとおかあさんにあえた。おかあさんは、「いきててよかった」となんかいもいっていた。

ぼくは、あしのほねがおれていた。くるまとぶつかったし、なにかあったらだめなので、いえにはかえれないといわれた。おかあさんとはなれるときに、さみしくて、こわくて、おおなきした。

ずっとねむれなかった。ずっとおにいさんのかんごしさんがぼくがさみしくないようにはなしかけてくれた。

つぎのひ、やっとおかあさんとおとうさんにあえた。おとうさんにもいわれた。「いきててよかった。」

そのひは、おかあさんとびょういんにとまった。なんかいもいわれた。「いきててよかった」「あとじゅうびょうはやかったらダンプカーだったのでしんでいた」「くるまがあかしんごうでとまっていなかったらしんでいた」「ぼくのたいかくじゃなかったらもっとけががひどかった」たくさんいわれた。

「ボールはまたかえる。ゆいとのいのちはひとつだけ。ほんとにいきててよかった」

いえにかえったら、うんてんしゅさんときんじょのともだちみんなにあやまりにいった。きんじょのおにいちゃんたちは、ぼくでもできるあそびをかんがえてたくさんあそんでくれた。ロータリーでは、ボールあそびはなしになった。

たくさんのひとにめいわくをかけた。たくさんのひとをなかせてしまった。たくさんのひとにごめんなさいと、ありがとうございました、というきもちになるけいけんをしてしまった。

たくさんのひとが、たすけてくれた、ぼくのひとつだけのいのちをたいせつにこれからげんきにいきていきたいとおもった。

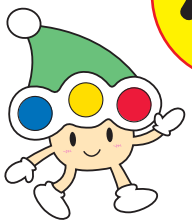

交通安全標語

令和６年度 最優秀作品
豊田市交通安全市民会議会長賞

交さ点　かくにんしすぎが　ちょうどいい

（令和６年度　優秀作品）

【とまってくれてありがとう運動の推進】

止まっても　目と目で合図　「わたります」

【子ども・高齢者の交通事故防止】

くらいみち　ひかるテープで　ぼくはここ

【自転車の安全利用促進】

ぼくたちの　みらいをまもる　へるめっと

じてんしゃと　いつもいっしょの　ヘルメット

【ドライバーの安全運転促進】

だれのため？　自分のための　シートベルト

【交通安全全般】

くるまはシートベルトカチ！じてんしゃはヘルメットカチ！

令和６年度　交通安全ポスター最優秀作品

豊田警察署長賞

豊田市長賞

豊田市議会議長賞

足助警察署長賞

豊田市教育委員会賞

豊田市交通安全
市民会議会長賞

発行：豊田市交通安全市民会議
〒471-8501　豊田市西町3-60 南庁舎4F（豊田市交通安全防犯課内）
TEL：0565-34-6633（直通）　FAX：0565-32-3794
ホームページ　https://signal.toyota.aichi.jp/　E-mail　signal@city.toyota.aichi.jp

編集協力：（公財）豊田都市交通研究所
〒471-0027　豊田市喜多町3-110　TEL：0565-31-7543　FAX：0565-31-9888
ホームページ　https://www.ttri.or.jp/　E-mail　ttri_mail@ttri.or.jp